

NAGASAKI

こどもの夢応援

ガイドブック【全体版】

さまざまな支援を知ること
で、
開かれる子どもの未来があります。



はじめに

本県では、すべての子どもたちが、夢と希望を持って、すこやかに成長できる社会の実現を目指し、子どもの現在及び将来が、その生まれ育った環境によって左右されないよう、子育てや貧困をご家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、さまざまな支援を行っています。

このガイドブックは、子育て中の保護者や児童生徒のみなさまに、広く支援制度を知っていただくために作成しました。

支援制度については、毎年、見直しが行われており、特に、教育については、ここ数年で、大幅に拡充されています。

まず、幼児期では、幼稚園や保育所などの利用料の負担軽減を目的として、2019年10月から「幼児教育・保育の無償化」が開始されました。

また、高校期では、これまでの公立高校での授業料の実質無償化に加え、2020年4月からは、私立高校の授業料の支援が大幅に拡充されました。





さらに、大学などの高等教育期への支援として、2020年4月から「高等教育の修学支援新制度（無償化）」が開始されました。

新制度では、所得が低い世帯（住民税非課税世帯とそれに準じる世帯）においても、しっかりと進路への意識や進学意欲があれば、ご家庭の経済状況にかかわらず、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校に進学できるチャンスを確保できることを目的として、入学金・授業料の免除や、返済不要の給付型奨学金（生活費）の支援を受けることができます。

そのほかにも、子育て中には、生活を支えてくれる各種手当や貸付金をはじめ、さまざまな支援制度があります。

子どもたちが、こうした制度を知ることなく、将来の選択肢を狭めてしまうことがないように、しっかりと支援していきたいと考えています。

みなさまには、このガイドブックをご活用いただき、多くの選択肢のなかで、大切な進路を決めていただきたいと願っています。



もくじ

・ <u>はじめに</u>	P 1
・ もくじ	P 3
・ <u>支援の4つの柱</u>	P 4
・ <u>主な支援制度のご紹介</u>	P 5
<u>1 教育の支援</u>	P 6
<u>2 生活の支援</u>	P 7
<u>3 保護者の就労支援</u>	P 8
<u>4 経済的支援</u>	P 9
・ <u>制度内容のご紹介</u>	P 10
<u>1 教育の支援</u>	P 11
<u>2 生活の支援</u>	P 30
<u>3 保護者の就労支援</u>	P 42
<u>4 経済的支援</u>	P 46
・ <u>主な相談窓口（行政関係）のご紹介</u>	P 72

支援の4つの柱

県では、すべての子どもたちが夢や希望を持って、すこやかに成長できる社会の実現を目指し、

4つの柱「教育の支援」「生活の支援」「保護者の就労支援」「経済的支援」に沿って、さまざまな支援を行っています。

4つの柱のもと、
子どもたちの**夢**を応援します！

1
教育の支援



2
生活の支援



3
保護者の
就労支援



4
経済的支援





主な 支援制度の ご紹介

ここからは4つの柱ごとに
子どもの成長段階に応じて
主な支援制度をご紹介します

ここでは、みなさまが必要に応じて、選択(申請)し、
ご利用いただける制度を中心に掲載しています。
制度によっては、一定の条件(所得制限や年齢制限など)が
ある場合や、お住まいの市町で取組状況が
異なる場合があります。

I 教育の支援

ご家庭の経済状況にかかわらず、すべての子どもたちが質の高い教育を受けられるよう、乳幼児期から高等教育期までさまざまな教育の支援を行っています。

乳幼児

小学生

中学生

高校生等

大学生等

◆教育費の負担軽減

① 幼児教育・保育の無償化

幼稚園・保育所・認定こども園等の『利用料』について、3歳～5歳児クラスが無料になります。

低所得世帯（住民税非課税世帯）は、0歳～2歳児クラスも対象。

② 義務教育の就学援助制度

小中学校に通う**低所得世帯**（生活保護やそれに準ずる程度に困窮している保護者）を対象に、『学用品費』『通学費』『給食費』『医療費』などの補助を行っています。

県内では**約2割**のご家庭が利用しています。

③ 特別支援教育の就学奨励制度

特別支援学校及び小学校・中学校の特別支援学級などへ通う障害のある生徒等の保護者を対象に、『学用品費』『通学費』『給食費』『医療費』などの補助を行っています。

④ 高校授業料の支援（就学支援金）

国による『授業料』の支援の仕組みで全国の**約8割**の生徒が利用しています。

⑤ 奨学給付金

低所得世帯（生活保護、住民税非課税世帯）の授業料以外の教育費（教科書費・教材費など）を支援しています。

⑨ 高等教育の無償化（修学支援新制度）

低所得世帯（住民税非課税世帯とそれに準ずる世帯）の学生を対象に、大学・短大・高等専門学校（4・5年生）、専門学校での学びを支援しています。

- 授業料の免除・減額
- 入学金の免除・減額
- 給付型奨学金を支給

⑥ 遠距離通学費の補助

⑦ 家計急変の支援

⑧ 学び直しの支援

⑥8 生活保護制度

教育扶助、高等学校等就学費、進学・就職準備給付金の支援が受けられます。

◆学費の支援

⑩ 公的な奨学金制度

- ◎ 学生に授業料や生活費を給付（もらえる）または貸与（卒業後かえす）するもの。
- ◎ 貸与でも無利息か、教育ローンより利率が低い。
- ◎ 入学してから振り込まれることが多い。
- ◎ 返済は卒業後（子どもが返済）。

長崎県育英会の奨学金

日本学生支援機構の奨学金

学校独自の奨学金

市町独自の奨学金

民間団体が行う奨学金

母子父子寡婦福祉資金貸付金（修学資金・就学支度資金）

生活福祉資金貸付金（教育支援資金）

看護職員・介護福祉士・保育士を目指す学生への修学資金

⑪ 国の教育ローン

- ◎ 保護者が金融機関から借り入れるもの。
- ◎ 入学前からまとまったお金を借りられるが利率が奨学金より高い。
- ◎ 返済は借りた翌月から（保護者が返済）。

※在学中は利息のみの返済も可能

国の教育ローン（日本政策金融公庫）

⑫ 奨学金返済の支援

対象業種の県内企業に一定期間就業した場合や、県内定住された方などに対し、奨学金返済を支援。

県産業人材育成奨学金返済アシスト事業

市町の返済支援制度等

◆学習の支援

⑬ 子どもの学習・生活支援事業（生活困窮世帯・ひとり親世帯）

2 生活の支援

保護者のみなさまが安心して子育てできるよう、妊娠・出産から子育てまで、ご家庭の状況に応じて、切れ目のない生活の支援を行っています。

妊娠・出産

乳幼児

小学生

中学生

高校生等

大学生等

◆子育ての支援

妊娠・出産・産後をサポートしてほしい

14 母子保健サービス

地域で気軽に親子の交流や子育ての相談がしたい

15 地域子育て支援拠点

16 ひとり親家庭等生活向上事業

子どもを預かってほしい・家事を手伝ってほしい

17 保育所・認定こども園等

18 一時預かり事業

19 病児保育事業

20 ファミリー・サポート・センター事業

21 ひとり親家庭等日常生活支援事業

22 ショートステイ事業

23 トワイライトステイ事業

子どもが安全安心に過ごせる居場所を知りたい

24 児童厚生施設（児童館・児童センター・児童遊園）

25 放課後児童クラブ

26 地域子ども教室

13 子どもの学習・生活支援事業(生活困窮世帯・ひとり親世帯)

27 子ども食堂

◆自立の支援

28 県ひとり親家庭等自立促進センター・養育費確保支援事業

57 母子生活支援施設

67 生活困窮者自立支援制度

68 生活保護制度

◆社会的養護（さまざまな事情で子どもを育てられない）

29

里親・ファミリーホーム・特別養子縁組

乳児院

児童養護施設・児童心理治療施設・障害児施設

3 保護者の就労支援

子育て中の生活の安定のために、ご家庭の状況に応じて、きめ細やかな就労の支援を行っています。

妊娠・出産

乳幼児

小学生

中学生

高校生等

大学生等

30 全世帯への就職支援（ハローワーク）（※国）

無料職業相談

- ◎自己分析サポート ◎履歴書の書き方サポート
- ◎職業訓練の相談 ◎面接対策 など

無料職業紹介

- ◎求職者と求人企業のニーズをマッチング

雇用保険制度

- ◎失業給付
失業された方に支給されます。
- ◎公共職業訓練
失業給付を受給している求職者を対象に無料で行われます。
(テキスト代等の実費は負担)
- ◎一般教育訓練給付制度
一定の条件を満たした方が厚生労働大臣の指定する講座を受講し修了した場合に、支払った学費のうち、20% (上限10万円) が修了後に支給される制度です。

求職者支援制度

- 雇用保険を受給できない求職者などが職業訓練によるスキルアップを通じて、早期就職を目指すための制度
- ◎無料の職業訓練（求職者支援訓練等）
 - ◎職業訓練受講給付金の支給
一定の要件を満たす場合、受講手当（月額10万円）、通所手当、寄宿手当が支給されます。
 - ◎きめ細やかな就職支援

31 ひとり親世帯への就労支援（※県や市町）

高等職業訓練促進給付金

看護師や介護福祉士など専門的な資格取得のため、6か月以上養成機関で修業する場合に、生活費が支給されます。(非課税世帯) 月額10万円
(その他世帯) 月額 7万円

自立支援教育訓練給付金

国が指定した講座費用の6割が支給されます。
※ 雇用保険の教育訓練給付金の対象者は、その差額分が支給されます。

母子父子自立支援プログラム策定事業

個々の状況に応じた「支援プログラム」を策定し、きめ細やかな支援を行います。

高卒程度認定試験合格支援給付金

ひとり親家庭の保護者またはお子さんが、高卒程度認定試験のための講座（通信講座を含む）を受け、修了したとき及び合格したときに受講費用の一部を支援します。

県ひとり親家庭等自立促進センター・エールながさき

- ◎履歴書等の書き方サポート、面接対策
- ◎無料のスーツ貸し出し
- ◎メイクのサポート
- ◎ハローワークへの同行
- ◎資格取得のための講習会（PCや介護福祉士等）
- ◎養育費の無料相談
- ◎弁護士の無料相談
- ◎日常生活の無料相談 など

32 生活困窮世帯への就労支援（※県や市町）

生活困窮者自立支援制度

すぐに就労が難しい方について、一般就労に向けた基礎能力を養いながら、就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。 ◎相談や助言 ◎職業訓練 ◎ハローワークへの同行 など

4 経済的支援

子育て中の生活の安定のために、各種手当や貸付金など、さまざまな経済的支援を行っています。

妊娠・出産

乳幼児

小学生

中学生

高校生等

大学生等

◆妊産婦への経済的支援

33 市町母子保健における支援

◎妊産婦健診の助成 ◎出産・子育て応援給付金

34 税金の軽減(医療費控除)

35 社会保険制度による支援

◎育児休業等給付金

◎出産育児一時金

◎社会保険料の免除

◎失業給付の受給期間延長手続

◎出産手当金

◎失業給付の受給期間延長手続

◎失業給付の受給期間延長手続

◎失業給付の受給期間延長手続

◆子育て世帯への経済的支援

36 児童手当(中学生まで)

37 子ども医療費の助成

38 予防接種費用の助成

39 放課後児童クラブ利用料の助成

40 ながさき子育て応援の店パスポート

64 生活福祉資金貸付金

◆ひとり親世帯への経済的支援

41 児童扶養手当(18歳まで)

42 ひとり親家庭医療費の助成

43 公営住宅の特定目的住宅

44 減免や割引

45 税金の軽減(ひとり親控除)

46 民間団体による支援

(つなぐBANK・夢ランドセル事業)

63 母子父子福祉資金貸付金

◆病気や障害をもつお子さんへの経済的支援

47 各種障害者手帳

48 障害児福祉手当(20歳まで)

49 特別児童扶養手当(20歳まで)

50 各種医療費の助成

51 日常生活用具の給付・貸与

52 補装具の購入・修理

53 補聴器の購入・助成

54 減免や割引

55 税金の軽減(障害者控除)

◆生活(お金)に困ったときの経済的支援

56 助産施設

経済的理由で入院・出産ができない方の出産を援助

57 母子生活支援施設

DVなど生活上の問題を抱えた母子が入所し、自立に向けて援助

58 公営住宅

県や市町の低所得世帯向けの賃貸住宅

59 社会保険料・税金・公共料金の支払猶予

60 法テラス

◎無料法律相談
◎弁護士や司法書士費用などの立替の支援

61 無料低額診療事業

経済的理由で適切な医療を受けられない方に、無料または低額で診療を行う(医療機関による取組)

62 生計困難者レスキュー事業

生活保護などの公的救済まで待てない方などに、食材提供や公共料金の支払いなどの支援(社会福祉法人による取組)

63 母子父子寡婦福祉資金貸付金

ひとり親世帯向けの無利子や低金利の貸付「生活費」「住宅費」「転居費」「結婚費」「教育費」「事業資金」「就職支度資金」など

64 生活福祉資金貸付金

低所得世帯向けの無利子や低金利の貸付「生活費」「住宅入居費」「教育費」など

第1のセーフティネット

65 社会保険制度

病気やけが、出産、障害、失業など、働けないリスクに備えて、国民があらかじめ保険料を出し合い、リスクに見舞われた方に、必要なお金やサービスが支給される制度

医療保険・年金保険・介護保険
雇用保険・労災保険

第2のセーフティネット

66 求職者支援制度

雇用保険を受給できない求職者などが職業訓練によるスキルアップを通じて、早期就職を目指すための制度

67 生活困窮者自立支援制度

『現在は生活保護を受給していないが至る恐れがある方で、自立が見込まれる方』を対象に、様々な面で支援する制度

- ① あなただけの「支援プラン」をつくります
- ② 住まいに関する支援をします
- ③ 仕事に就き経済的に自立するまで支援します
- ④ 家計の立て直しを助言し支援します
- ⑤ 子どもの学習や進学について支援します

第3のセーフティネット

68 生活保護制度

最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度

生活扶助・住宅扶助・教育扶助・医療扶助
介護扶助・出産扶助・生業扶助・葬祭扶助

制度内容のご紹介

ここからは、制度の**内容**についてご紹介します



がんばくんとらんばちゃんのマークがある制度は、
長崎県独自のものです。

Ⅰ 教育の支援

① 幼児教育・保育の無償化

● どんな制度なの？

- 生涯にわたる人間形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから、令和元年10月からスタートしました。
- 幼稚園、保育所、認定こども園等について、保護者の所得に関係なく、**3歳～5歳児クラスの利用料が無料**になります。
- **住民税非課税世帯**は、**0歳～2歳児クラスの利用料も無料**になります。
(保育所等を利用する最年長の子どもを第1子とカウントし、第2子は半額、第3子以降は無料。ただし、年収360万円未満相当世帯は、第1子の年齢は不問。)
- 就学前障害児の発達支援の利用料も3歳～5歳まで無料になります。

幼稚園

無料 [月額 2.57 万円まで]

保育所、認定こども園
就学前障害児の発達支援

無料

※幼稚園、保育所、認定こども園等と就学前障害児の発達支援を併せて利用した場合にも、利用料はともに無料になります。

※ 無償化(上限額あり)の対象となるためには、お住まいの市町から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。その際、就労等の要件を満たす必要があります。

幼稚園の預かり保育

幼稚園の利用に加えて、
月額1.13万円まで

認可外保育施設等

認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、
ファミリー・サポート・センター事業

月額3.7万円まで

(※0歳～2歳児クラスは月額4.2万円まで)

- ※ 通園送迎費、食材料費、行事費等は、これまでどおり保護者の負担となります。
ただし、食材料費については、
- ・ 年収360万円未満相当世帯は、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除されます。
 - ・ 全世帯の第3子以降は、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除されます。

(引用) 政府広報オンライン 内閣府 幼児教育・保育の無償化 特設ホームページ

● 問い合わせ先は？

お住まいの市町(P75参照)

2 義務教育の就学援助制度

● どんな制度なの？

- ・ 学校教育法では、経済的理由で就学が難しい児童・生徒の保護者に対して、市町は必要な援助を与えなければならないとされています。
- ・ 対象者は、要保護者（生活保護が必要な方）と**準要保護者**（市町教育委員会が要保護者に準ずる程度に困窮していると認めた方）です。
- ・ 受けられる支援は、**『学用品費』『修学旅行費』『学校給食費』『医療費』『通学費』**などの補助です。
- ・ 支援内容や申込手続きは、市町で異なります。
- ・ 県内では、**約2割**のご家庭が利用されています。

◎ **準要保護者**って？

具体的な要件の目安は、以下のとおりです。
要件は、お住まいの市町で異なります。

- 生活保護が停止または廃止された方
- 市民税が非課税の方 ※世帯員全員が非課税の場合に限る
- 市民税や個人事業税、固定資産税が減免された方（天災などによる減免）
- 国民年金の掛金が減免された方 ※全額・4分の3・半額免除に限る
- 国民健康保険税が減免された方（天災などによる減免）
- 児童扶養手当を受けている方
- 生活福祉資金貸付金を借りた方
- 職業安定所登録の日雇労働をしている方
- 世帯全員の合計所得額が以下の金額を下回っていて子どもを就学させるのが困難な方

(2人世帯) 2,256,000円以下 (3人世帯) 2,658,000円以下
(4人世帯) 2,972,000円以下 (5人世帯) 3,384,000円以下 など

※上記は令和6年度から適用

- 上記以外に、保護者の離職、長期療養や転職などによる大幅な減収、又は災害のため、子どもを就学させるのが困難な場合

(引用) 長崎市教育委員会HP

● 問い合わせ先は？

通っている学校、市町教育委員会



3 特別支援教育の就学奨励制度

● どんな制度なの？

- ・ 特別支援学校及び小学校・中学校の特別支援学級などへ通う、障害のある児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じて、就学のために必要な経費の全部または一部を補助しています。
- ・ 受けられる支援は、
『学用品費』『通学用品費』『通学費』『通学付添費』『給食費』
『修学旅行費』『居住経費（特別支援学校の寄宿舎で過ごす方）』
『医療費』などの補助です。

● 問い合わせ先は？

通っている学校、（県立）県教育環境整備課、（市町立）市町教育委員会

☎ 095-894-3323



高校授業料の支援 (高等学校等就学支援金)

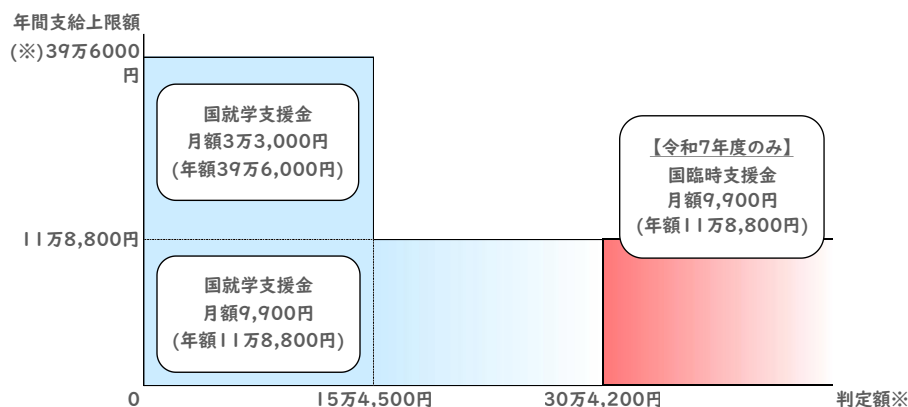
● どんな制度なの？

- ・ 全国の約8割の生徒が利用している、国が行う授業料支援の仕組みです。
- ・ 国公立を問わず、高校等に通う生徒で、所得に基づく判定額の基準を満たす世帯の方は、授業料に充てるため「就学支援金」の支給を受けることができます。(学校設置者が代理受領、返還不要)
- ・ 「所得に基づく判定額の基準」とは、以下の判定式により算出された額により判定を行います。

$$\text{【判定額(100円未満切り捨て)】} = \text{課税標準額} \times 6\% - \text{調整控除額}$$

※親権者が2名の場合はそれぞれの判定額を合算した額が判定額となります。

- ・ 令和7年度に限り判定額30万4,200円以上の世帯については、月額9,900円の臨時支援金の支援を受けることができます。
- ・ 支給額は以下のとおり。
- 公立学校に通う生徒(判定額30万4,200円未満):国公立高校授業料の相当額(月額9,900円)
→ 授業料無償化(授業料負担が実質0円になります。)
- 私立学校等に通う生徒:判定額に応じ支給額は変わります(下図)
→ 支給月額は次のようになります。



* 授業料が月額33,000円未満の学校では、授業料額が支給上限月額となります。
なお、授業料額が33,000円を超える学校では、自己負担が発生する場合があります。

* さらに、長崎県では、私立高等学校に通う一部の世帯に対して、独自の助成を行っています。

- ・生活保護世帯:月額5,300円を上乗せ
- ・判定額15万4,500円以上21万5,400円未満世帯:月額6,600円を上乗せ

● 問い合わせ先は？

通っている学校、(県立)県教育環境整備課、(私立)県学事振興課

☎ 095-894-3323

☎ 095-895-2282

5 高校生等奨学給付金

● どんな制度なの？

教科書費、教材費など、授業料以外の教育費を支援する返還不要の給付金です。

- ・ 生活保護世帯、住民税所得割が非課税の世帯等が対象です。
- ・ 家計が急変した世帯で、非課税世帯に相当すると認められる場合も対象となることがあります。
- ・ 授業料支援の高等学校等就学支援金とは別々に申し込みが必要です。

令和7年度給付額

世帯状況	給付額（年額）	
	国公立	私立
生活保護受給世帯【全日制等・通信制】	32,300円	52,600円
非課税世帯【全日制等】（第1子）	143,700円	152,000円
非課税世帯【全日制等】（第2子以降） ※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合	143,700円	152,000円
道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計が105,500円未満の世帯、または264,500円未満かつ扶養する子が3人以上いる世帯【専攻科のみ】	10,100円	10,420円

（引用）文部科学省 高校生等奨学給付金リーフレット

● 問い合わせ先は？

通っている学校、（県立）県教育環境整備課、（私立）県学事振興課

☎ 095-894-3323

☎ 095-895-2282

長崎市高校生等入学給付金（独自制度）

長崎市では独自制度として、「5.高校生等奨学給付金」の対象とならない（生活保護世帯、住民税所得割が非課税の世帯を除く、PI3の準要保護者の要件に該当する）世帯を対象に、当年度に高等学校に入学した生徒の保護者のうち、長崎市内に住所を有する方に対し、高校生等入学給付金 **63,200円** を支給しています。

詳しくは、長崎市教育委員会へお問い合わせください。

☎ 095-829-1191

6 高校生の遠距離通学費の補助

● どんな制度なの？

ご家庭の教育費負担を軽減するため、遠距離通学をしている生徒の通学に要する経費を補助しています。長崎県独自の制度です。

対象と補助額※令和7年度の新1年生～ ※令和7年度の2,3年生は従前の制度により実施しています。

① 住民税所得割額が非課税の世帯

補助月額＝(定期券月額－12,000円※控除基本額) × 補助率10/10

※控除基本額の12,000円は令和7年度の金額です。

※定期券月額12,000円を超える方が対象です。

② ①の対象者を除く課税等に係る要件※を満たす世帯

補助月額＝(定期券月額－25,000円) × 補助率10/10

※定期券月額25,000円を超える方が対象です。

※課税等に係る要件：【課税標準額×6%－調整控除の額】が304,200円未満であること



● 問い合わせ先は？

通っている学校

7 家計急変の支援

● どんな制度なの？

保護者の失職、倒産などの家計急変により収入が激減し、低所得となった世帯に対し、収入の変動が就学支援金の支給額に反映されるまでの間、就学支援金と同等の支援を行う制度です。

(引用) 文部科学省 ホームページ

● 問い合わせ先は？

通っている学校、(県立) 県教育環境整備課、(私立) 県学事振興課

☎ 095-894-3323

☎ 095-895-2282

8 学び直しの支援

● どんな制度なの？

高校等を中途退学した方が再び高等学校等で学び直す場合に、法律上の就学支援金支給期間である36月(定時制・通信制は48月)を経過した後も、卒業までの間(最長2年)、継続して就学支援金相当額を支給する制度です。

(引用) 文部科学省 ホームページ

● 問い合わせ先は？

通っている学校、(県立) 県教育環境整備課、(私立) 県学事振興課

☎ 095-894-3323

☎ 095-895-2282

9 高等教育の無償化（修学支援新制度）

● どんな制度なの？

- 令和2年4月からスタートし、住民税非課税世帯及びそれに準じる世帯の人を対象に、進路へのしっかりとした意識や進学意欲があれば、家庭の経済状況に関わらず、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校に進学できるチャンスを確保できるよう、支援する国の制度です。
- 支援内容は、「給付型奨学金（学生生活に必要な生活費等をカバー）」と「授業料や入学金の減免」となります。

Ⅰ 学力基準と家計基準

学力基準（予約採用の場合）

- ① 申込時までの高校等の成績の平均が5段階評価で3.5以上
- ② ①に該当しない場合、将来、社会で自立し、及び活躍する目標を持って、進学しようとする大学等における学修意欲を有すること

家計基準等

「①収入基準」と「②資産基準」のいずれにも該当する必要があります

- ① 収入基準 ※両親・本人（18歳）・中学生の4人世帯の場合の目安

【第Ⅰ区分】（上限額の支援） 100円未満

【第Ⅱ区分】（上限額の2/3支援） 100円以上～25,600円未満

【第Ⅲ区分】（上限額の1/3支援） 25,600円以上～51,300円未満

【第Ⅳ区分】（多子世帯又は私立理工農系に限り1/4支援） 51,300円以上～154,500円未満

※上記に関わらず、多子世帯の場合には、授業料と入学金については所得制限なしで上限額まで減免

※私立理工農系の学生は授業料および入学金を減免（学校種によって減免額が異なります。）

- ② 資産基準

奨学金申込者本人と生計維持者（2人）の資産額の合計が5,000万円未満

Ⅰ 対象となる学校

- 国や地方公共団体から一定の要件を満たすことの確認を受けた学校（大学・短期大学・高等専門学校（4～5年）・専修学校（専門課程））が対象になります。

【詳しくはこちら】



申込時期

- 「予約採用」と「在学採用」があります。

予約採用	在学採用
高校3年生の春頃に、在学する高校で申し込む 【窓口】在学する高校 ※予約採用は、進学先が未定でも申込みができ、 進学後の奨学金を予約できて安心です	進学後の春または秋頃に 進学先の学校で申し込む 【窓口】進学先の学校

支給・減免金額

- 収入基準に基づく区分（第Ⅰ～Ⅳ区分）、学校の設置者、通学形態により決まります。

給付型奨学金

（月額）

区分	大学・短期大学・専門学校				高等専門学校			
	国公立		私立		国公立		私立	
	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外
第Ⅰ区分	29,200	66,700	38,300	75,800	17,500	34,200	26,700	43,300
第Ⅱ区分	19,500	44,500	25,600	50,600	11,700	22,800	17,800	28,900
第Ⅲ区分	9,800	22,300	12,800	25,300	5,900	11,400	8,900	14,500
第Ⅳ区分 （多子世帯に限る）	7,300	16,700	9,600	19,000	4,400	8,600	6,700	10,900

※生活保護世帯で自宅から通学する人及び児童養護施設等から通学する人は、上表と異なる月額となります。

※給付奨学金と併せて第一種奨学金を利用する場合は、第一種奨学金の貸与月額が調整されます。

授業料や入学金の減免 上限額（昼間部の場合）

（年額）

国公立・私立		大学	短期大学	高等専門学校	専門学校
国公立	入学金	282,000円	169,200円	84,600円	70,000円
	授業料	535,800円	390,000円	234,600円	166,800円
私立	入学金	260,000円	250,000円	130,000円	160,000円
	授業料	700,000円	620,000円	700,000円	590,000円

※第Ⅱ区分の場合は上記の3分の2の額、第Ⅲ区分の場合は上記の3分の1の額が上限額となります。

※第Ⅳ区分で私立理工農系に進学する場合は上表と異なる金額となります。

※多子世帯に該当する場合は、収入基準に関わらず上限額の免除を受けることができます。



進学資金シミュレーター

いくつかの質問に答えると、進学後の生活費がいくらかかるのか、世帯人数や家計収入を入力すると、どの奨学金が利用できるか、給付奨学金の収入基準のおおよその目安などを確認できます。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>



進学資金シミュレーター

検索

（引用）日本学生支援機構奨学金「奨学金ガイドブック2020」

● 問い合わせ先は？

進学した大学等（予約採用は在籍する高校）

【詳しくはこちら】



10 公的な奨学金制度

● どんな制度なの？

- ・ 学生に授業料や生活費を給付（もらえる）または貸与（卒業後かえす）する制度で、全国の約5割の学生が利用しています。
- ・ 特徴は、以下のとおりです。
 - ◎家計や学力の選考基準がある場合がある。
 - ◎貸与でも無利息か、教育ローンより利率が低い。
 - ◎入学してから振り込まれることが多い。
 - ◎返済は卒業後（子どもが返済）。
 - ◎指定された条件を満たした場合、返済が免除される制度もある。

公的な奨学金制度 として、以下のものがあります。

長崎県育英会の奨学金

日本学生支援機構の奨学金（国の奨学金制度）

学校独自の奨学金

市町独自の奨学金

民間団体が行う奨学金

母子父子福祉資金貸付金（修学資金・就学支度資金）

生活福祉資金貸付金（教育支援資金）

看護職員・介護福祉士・保育士を目指す学生への修学資金

- ・ 県ホームページや長崎県教育委員会の「奨学金制度についてのリーフレット」で紹介しています。
- ・ 他の奨学金と併給ができない（同時に利用できない）場合がありますので、ご注意ください。
- ・ 各制度の内容など、毎年変更される場合がありますので、利用される場合は、相談窓口などで確認することをお勧めします。

【詳しくはこちら】



長崎県育英会の奨学金

- ・ 選考基準（家計基準と学力基準）があります。
- ・ 返還義務があります。
- ・ 応募については、中学3年生や高校3年生のうちに応募できる「予約採用」、高校入学後に応募する「在学採用」、家計が急変した生徒を対象とした「緊急採用」があります。

※令和7年度				
種類		高校等（予約・在学採用等）		大学等入学時奨学金 ※ ² （予約採用のみ）
選考基準	家計※ ¹ （4人世帯）	予約採用：802万円程度 在学・追加採用： 国公立：802万円程度 私立：851万円程度	生活困窮度の高い世帯 （平成24年 生活保護 基準額の1.5倍以下）	872万円程度
	学力	評定の平均が3.0以上	学力基準なし	高校等の第1学年から第2学年 次の評定の平均が3.5以上
貸与額 （貸与額は 選択制）		国公立・私立共通（月額） 10,000円、20,000円、30,000円、35,000円 ※予約採用の場合は、月額貸与に加え入学時奨学金 （10万円）の貸与を希望することができます。 入学時奨学金のみを貸与することはできません。		300,000円（一括貸与） 500,000円（一括貸与） 700,000円（一括貸与） ※進学先決定後、1月から 貸与可

※ その他、家計の支持者又は保護者が交通事故等により死亡した家庭の遺児で、
経済的理由により修学が困難な者に対する貸与事業（交通遺児等事業）もあります。
出願資格を交通事故のみから、交通事故・病気・災害・自死等の遺児に拡充しています。
（令和6年4月入学者から。）

※¹家計基準は、給与所得世帯の場合の目安です。

※²大学等入学時奨学金は、大学等の入学時に必要な入学金及び授業料の貸与を行うもので
一括貸与です。月額の貸与はありません。

【問い合わせ先】

進学した高校

（予約採用は在学する中学校または高等学校）

【詳しくはこちら】



日本学生支援機構の奨学金（国の奨学金制度）

- 日本の大学生の3人に一人が利用している国の奨学金制度です。
- 応募については、高校3年生のうちに応募できる「予約採用」、大学等入学後に応募する「在学採用」があります。
- 日本学生支援機構の奨学金には、以下の2種類があります。

給付型奨学金 (原則、返す必要がないもの)	「9.高等教育の無償化(修学支援新制度)」(P18参照)
貸与型奨学金 (返す必要があるもの)	第一種奨学金(無利息) と 第二種奨学金(利息付) の2種類があり、それぞれ学力基準と家計基準があります。

第一種奨学金(無利息)	学力基準				家計基準【4人世帯の場合の目安】			
	申込時までの高校等の成績の平均が5段階評価で3.5以上※ ※住民税非課税世帯・生活保護世帯の学生または社会的養護を必要とする人(児童養護施設入所者等)には緩和された基準が適用されます。				家計収入(年額)が803万円以下			
	貸付金額(毎月、本人の口座に振り込まれます)							
	大 学				短期大学・高等専門学校(4・5年生)・専修学校(専門課程)			
	国公立		私 立		国公立		私 立	
	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外
最高月額	45,000円	51,000円	54,000円	64,000円	45,000円	51,000円	53,000円	60,000円
その他 の月額				50,000円				50,000円
		40,000円	40,000円	40,000円		40,000円	40,000円	40,000円
	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円
	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円
※ 家計収入(年額)が一定額以上の場合は、各区分のその他の月額から選択します。 ※ 令和2年度以降に奨学生となる方から給付奨学金と併せて利用する場合には、上表の月額が調整されます。								

第二種奨学金(利息付)	学力基準		家計基準【4人世帯の場合の目安】	
	次のいずれかに該当すること		家計収入(年額)が 1,250万円以下	
	①申込時までの高校等の成績が学校の平均水準以上であること ②特定の分野において特に優れた資質能力を有すると認められること ③学修意欲があり学業を確実に修了できる見込みがあると認められること			
	貸付金額(毎月、本人の口座に振り込まれます)			
	2万円～12万円(1万円単位) ※ 私立大学 医・歯学課程12万円を選択した場合、4万円の増額可 ※ 私立大学 薬・獣医学課程12万円を選択した場合、2万円の増額可			

(引用)日本学生支援機構「奨学金ガイドブック2020」

【問い合わせ先】
進学した大学等
(予約採用は在籍する高校)

【詳しくはこちら】



学校独自の奨学金

- 学校によっては、独自に入学金や授業料など学費の一部または全部を免除する制度を設けているところもあります。
- 入学試験の成績優秀者を対象とするものや、経済的困窮者を対象とするものなど、学校によってさまざまです。
- 「奨学金や授業料減免制度の検索システム」で検索してみましょう。

【詳しくはこちら】

奨学金や授業料減免制度の検索システム
日本学生支援機構ホームページ
「大学・地方公共団体等が行う奨学金制度」



市町独自の奨学金

- お住まいの市町において、独自に奨学金制度を実施しているところもあります。
- 長崎県教育委員会の「奨学金制度についてのリーフレット」で紹介しています。

【詳しくはこちら】

長崎県教育委員会の
「奨学金制度についてのリーフレット」



民間団体が行う奨学金

- 民間団体において、独自に奨学金制度を実施しているところもあります。
- 長崎県教育委員会の「奨学金制度についてのリーフレット」で紹介しています。

【詳しくはこちら】

長崎県教育委員会の
「奨学金制度についてのリーフレット」



母子父子寡婦福祉資金貸付金（修学資金・就学支度資金）

- ・ひとり親家庭等の方が対象です。
- ・「修学資金」は、修学に必要な費用（授業料、通学費、アパート代など）に使える無利子の貸付です。
- ・「就学支度資金」は、入学に際して必要な費用（入学料や被服費など）に使える無利子の貸付です。

修学資金の貸付限度額 ※限度額は1学年の場合を記載

学校区分		貸付月額	
		自宅通学	自宅外通学
高校・専修学校 （高等課程）	国公立	27,000円	34,500円
	私立	45,000円	52,500円
高等専門学校	国公立	31,500円	33,750円
	私立	48,000円	52,500円
専修学校 （専門課程）	国公立	67,500円	78,000円
	私立	89,000円	126,500円
短大	国公立	67,500円	96,500円
	私立	93,500円	131,000円
大学	国公立	71,000円	108,500円
	私立	108,500円	146,000円
大学院	修士課程	132,000円	
	博士課程	183,000円	
専修学校（一般課程）		51,000円	

就学支度資金の貸付限度額

学校区分		1回の貸付月額	
		自宅通学	自宅外通学
小学校（非課税者）		64,300円	
中学校（非課税者）		81,000円	
修業施設（中学校卒業）		150,000円	160,000円
修業施設（高校卒業）		272,000円	282,000円
専修学校（一般課程）		150,000円	160,000円
高校・専修学校 （高等課程）	国公立	150,000円	160,000円
	私立	410,000円	420,000円
大学・短大・高等専門学校 専修学校（専門課程）	国公立	420,000円	430,000円
	私立	580,000円	590,000円
大学院	国公立	380,000円	
	私立	590,000円	

【問い合わせ先】

お住まいの市町を担当する福祉事務所（母子父子自立支援員）（P77参照）

生活福祉資金貸付金（教育支援資金）

- 必要な資金を他から借りることが困難な「低所得世帯」が対象です。
- 修学に必要な費用に使える無利子の貸付です。
- 入学に際し、必要な費用に使える就学支援費もあります。

資金の種類			貸付条件				
			貸付限度額	据置期間	償還期限	利子	保証人
教育支援資金	教育支援費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するために必要な経費	(高校) 月3.5万円以内 (高専) 月6.0万円以内 (短大) 月6.0万円以内 (大学) 月6.5万円以内 ※ 特に必要と認める場合は、上記各限度額の1.5倍まで貸付可能	卒業後6月以内	据置期間経過後20年以内	無利子	原則不要 ※世帯内で連帯借受人が必要
	就学支度費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	50万円以内				

【問い合わせ先】
お住まいの市町の社会福祉協議会（P82参照）

看護職員・介護福祉士・保育士を目指す 学生への修学資金

- 看護職員・介護福祉士・保育士を目指す学生のための無利子の貸付金をご紹介します。
- 貸与を受けた方が、資格取得後、一定期間、それぞれの業務に従事した場合、貸与を受けた修学資金の返還が**免除**されます。

県看護職員修学資金貸与制度（看護職員になりたい）

- 看護師等学校養成所に在学し、卒業後、長崎県内の医療機関等で看護職員（保健師・助産師・看護師及び准看護師）として業務に従事される方が対象です。
- 貸付額
 - 保健師・助産師・看護師 月額32,000円
 - 准看護師 月額21,000円

【問い合わせ先】

県医療人材対策室

☎ 095-895-2423



県介護福祉士修学資金貸付事業（介護福祉士になりたい）

- 介護福祉士養成施設に在学し、卒業後、長崎県内で介護福祉士として介護業務等に従事される方が対象です。
- 貸付額等
 - 学費 月額50,000円以内
 - 入学準備金 200,000円以内
 - 就職準備金 200,000円以内
 - 国家試験対策費 年額40,000円以内
 - 生活費加算（条件を満たす世帯のみ）

【問い合わせ先】

県社会福祉協議会

☎ 095-894-4027



※本貸付事業とは別に、福祉系高校に在学し、卒業後、長崎県内で介護福祉士として介護業務等に従事しようとする高校生に、実習費や就職準備金等（3年間で最大41万円）を貸与する事業もあるため、興味がある方は問合せ先のホームページからご確認ください。

県保育士修学資金貸付事業（保育士になりたい）

- 指定保育士養成施設に在学し、卒業後、長崎県内で保育士として保育業務等に従事される方が対象です。
- 貸付額等
 - 学費 月額50,000円以内
 - 入学準備金 200,000円以内
 - 就職準備金 200,000円以内
 - 生活費加算（条件を満たす世帯のみ）

※ただし総額1,200,000円以内

【問い合わせ先】

県社会福祉協議会

☎ 095-894-4027



11 国の教育ローン(日本政策金融公庫)

● どんな制度なの？

- ・ 家計の教育費の負担を軽減し、子どもたちの進学・在学を応援するために設けられているのが、「国の教育ローン」です。
- ・ 国の教育ローンは、日本政策金融公庫が行う公的な融資制度で、長期固定金利でいつでも必要なときに申し込むことができます。

| 国の教育ローンと奨学金の違いは？

	国の教育ローン	日本学生支援機構の奨学金
利用できる人	保護者	学生本人
申込み	いつでも可能 窓口は日本政策金融公庫の各支店または銀行、信用金庫などの日本政策金融公庫代理店	決められた募集時期 窓口は在学中の学校
資金の受け取り方	1年分まとめて	毎月定額
限度額	子ども1人あたり350万円以内 自宅外通学や海外留学をするなど、一定の要件に該当する場合450万円以内	第一種奨学金： 2～4万円または月額5.4万円 (私立大学、自宅通学の場合) 第二種奨学金： 月額2～12万円から選択

- ・ 日本学生支援機構の奨学金は、学力基準等を満たす学生本人に対して、入学後、分割して一定額が貸与され、その返済は、卒業後に学生本人が行います。
- ・ 国の教育ローンは、生徒・学生の保護者に対してまとまった金額が一括して融資され、その返済は、保護者が行います。融資の条件に生徒・学生の学力が問われることはなく、入学前でも申し込むことができます。在学中は利息のみの返済も可能です。

| 利用できる人の世帯年収(所得)の上限

扶養する子どもの人数	世帯年収 (給与所得の方)	世帯所得 (事業所得の方)
1人	790万円以内	600万円以内
2人	890万円以内	690万円以内
3人	990万円以内	790万円以内

(引用) 政府広報オンライン

● 問い合わせ先は？

日本政策金融公庫の教育ローンコールセンターまたは支店窓口



12 奨学金返済の支援

● どんな事業なの？

- 県や一部の市町では、大学などを卒業後、対象業種の県内企業に正規雇用され、一定期間以上就業・居住した場合に、在学中に受給した奨学金の返済を支援する事業など、地元に着定していただくための取組を行っています。

県産業人材育成奨学金返済アシスト事業

- 長崎県では、将来の地域経済を牽引する産業界のリーダー的人材の確保・定着を進めるため、大学などを卒業後、対象業種の県内企業に一定期間就業した場合に、学生時代に受給した奨学金の返済を支援します。
- 就職先決定前に支援候補者募集に応募し、支援候補者として登録する必要があります。
- 募集開始時点で大学等の最終年次であるまたはすでに卒業されている方は支援候補者募集の対象外となります。

【問い合わせ先】

県未来人材課

☎ 095-895-2732

【詳しくはこちら】



市町の返済支援制度等

- 各市町において、奨学金返済の支援を実施しているところもあります。
- 県ホームページで紹介しています。詳細は市町におたずねください。

【問い合わせ先】

お住まいの市町

【詳しくはこちら】



13 子どもの学習・生活支援事業

● どんな事業なの？

- ・ 家で落ち着いて勉強できない、生活習慣が身についていない、経済的に塾に通えない、学習の習慣を定着させたい・・・そんなお子さんに学びの場を提供します。
- ・ 利用対象・利用条件・実施状況は、お住まいの市町で異なります。

| 主な実施例

- ◎放課後・土曜日等の学習支援
- ◎学校や家庭以外の居場所づくり
- ◎日常生活習慣の形成
- ◎学校の勉強の復習
- ◎学校を中退したお子さんの学び直し支援 など

● 問い合わせ先は？

お住まいの市町を担当する福祉事務所(P77参照)

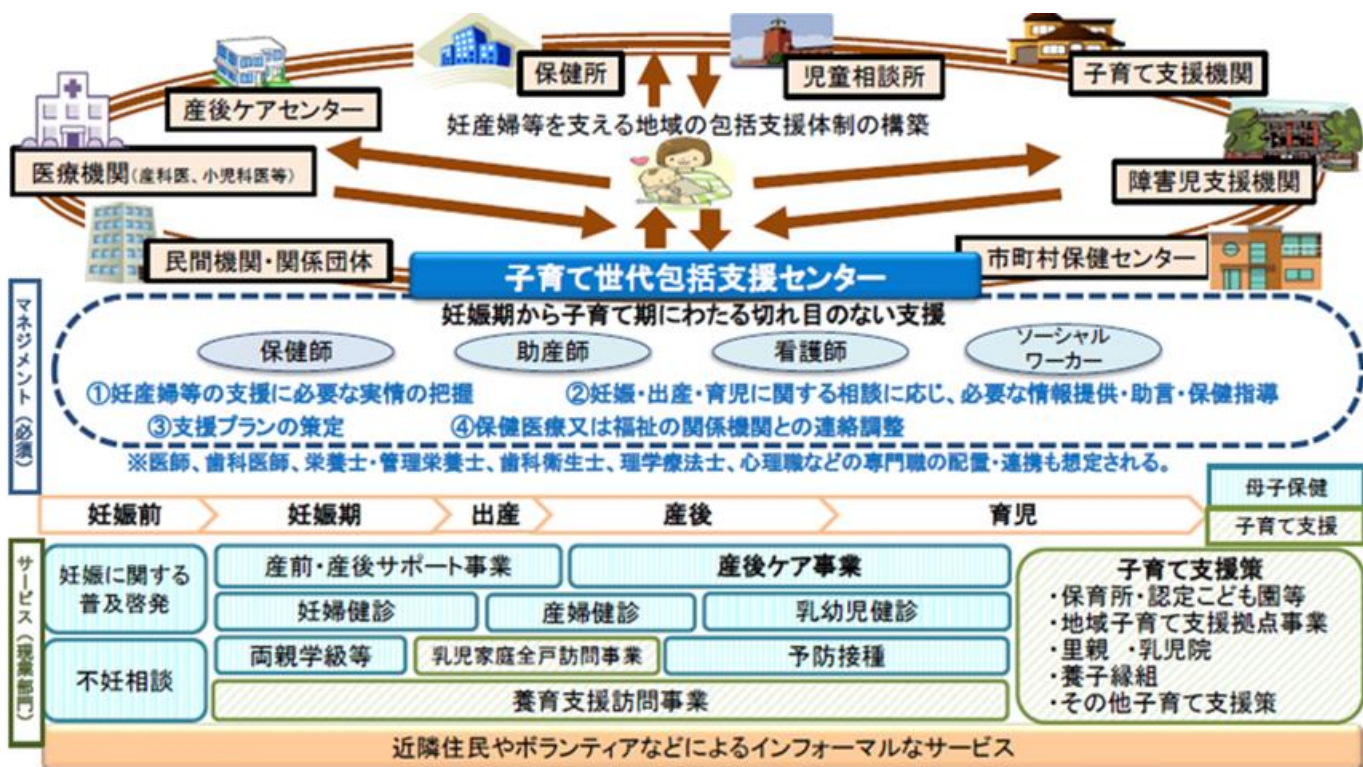
2 生活の支援

14 母子保健サービス

● どんな支援をしてくれるの？

- 国や県、市町では、「こども家庭センター（母子保健機能）」を拠点として、妊産婦のみなさまに対して、「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に提供し、安心・安全で健やかな妊娠・出産、産後をサポートできるように取組を進めています。
- 妊娠が確定したら、必ずお住まいの市町に「妊娠届」を提出しましょう。
- 市町において「妊娠届」を受理後に「母子保健サービス」等のご案内をさせていただきます。

※こども家庭センター（母子保健機能）は旧子育て世帯包括支援センターです。



妊婦健診の実施

妊婦に対し、14回の妊婦健診費用が公費助成されています。

伴走型相談支援の実施

出産や育児の見通しを立てるため（1）妊娠届出時（2）妊娠8カ月頃、（3）出産後の3回面接を行います。1回目と3回目の面談を受けたら合計10万円相当のギフトがもらえます。

産婦健診の実施

産後2週間、産後1カ月など出産後間もない時期の産婦に対し、母体の身体的機能の回復や授乳状況の把握等を行います。産婦健診の結果、支援が必要な産婦には、産後ケアなどを勧めます。

産後ケア事業

退院直後の母子に対し、短期入所、通所又は居宅報恩の形態により、助産師等が心身のケアやサポートを行います。令和元年の母子保健法改正により、市町村に実施の努力義務が課せられました。

産前・産後サポート事業

妊娠・出産や子育てに関する悩みを抱える妊産婦に対し、地域の子育て経験者やシニア世代の人たちなどが、気軽に話し相手になって相談に応じるなどの支援を行います。

● 問い合わせ先は？

お住まいの市町（P75参照）

（引用）厚生労働省

15 地域子育て支援拠点

● どんなところなの？

- ・ 地域の身近なところで、気軽に親子の交流や子育て相談ができる場所です。0歳から3歳を中心とした乳幼児とその保護者が集い、交流しながら、仲間づくりや情報交換ができる場です。
- ・ 公共施設や保育所など、様々な場所で、行政やNPO法人などが担い手となっています。
- ・ 子育て相談なども行っています。

(引用) こども家庭庁ウェブサイト「よくわかる『子ども・子育て支援新制度』」

● 問い合わせ先は？

お住まいの市町(P75参照)

16 ひとり親家庭等生活向上事業

● どんな事業なの？

- ・ ひとり親家庭の保護者を対象に、専門家を活用した家計管理等の講習会の実施、高等学校卒業程度認定試験の合格支援などの学習支援、ひとり親家庭同士のネットワークづくりなどを行っています。

(引用) 厚生労働省 概算要求資料

● 問い合わせ先は？

お住まいの市町(P75参照)

17 保育所・認定こども園等

● どんなところなの？

- ・ 小学校就学前の子どもの教育・保育の場です。
- ・ 平成27年(2015年)4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートして、地域の実情に応じて「認定こども園」への移行を推進するほか、待機児童が特に多い0～2歳の子どもを少人数で保育する「地域型保育」ができました。
- ・ これらは、子どもの年齢や保護者の就労状況などによって、利用できる施設などが違ってきます。
- ・ それぞれの施設などの利用時間や利用できる保護者の条件などは、次のとおりです。
- ・ 実際にどのような施設や事業が利用できるかは、お住まいの市町にご確認ください。

幼稚園

3～5さい



小学校以降の教育の基礎をつくるための
幼児期の教育を行う学校

利用時間

昼過ぎごろまでの教育時間に加え、園により午後や土曜日、夏休みなどの長期休業中の預かり保育などを実施。

利用できる保護者

制限なし。

保育所

0～5さい



就労などのため家庭で保育のできない
保護者に代わって保育する施設

利用時間

夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施。

利用できる保護者

共働き世帯、親族の介護などの事情で、家庭で保育のできない保護者。

認定こども園

0～5さい



幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、 地域の子育て支援も行う施設

0～2さい

利用時間

夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施。

利用できる保護者

共働き世帯、親族の介護などの事情で、
家庭で保育のできない保護者。

3～5さい

利用時間

昼過ぎごろまでの教育時間に加え、保育を必要とする
場合は夕方までの保育を実施。
園により延長保育も実施。

利用できる保護者

制限なし。

2つの
ポイント

①

3～5歳のお子さんは、保護者の働いている状況に関わりなく
教育・保育を一緒に受けます。保護者の就労状況が変わっても、
通いなれた園を継続して利用できます。

②

子育て支援の場が用意されていて、園に通っていない子どものご家庭も、
子育て相談や親子の交流の場などに参加できます。

地域型保育

0～2さい



保育所(原則20人以上)より少人数の単位で、 0～2歳の子どもを保育する事業

利用時間

夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施。

利用できる保護者

共働き世帯、親族の介護などの事情で、
家庭で保育のできない保護者。

※地域型保育では、保育内容の支援や卒園後の受け皿の役割を担う連携施設
(保育所、幼稚園、認定こども園)が設定されます。

4つの
タイプ

①

家庭的保育(保育ママ)

家庭的な雰囲気のもとで、
少人数(定員5人以下)を
対象にきめ細かな保育を行います。

②

小規模保育

少人数(定員6～19人)を対象に、
家庭的保育に近い雰囲気のもと、
きめ細かな保育を行います。

③

事業所内保育

会社の事業所の保育施設などで、
従業員の子どもと地域の子どもを
一緒に保育します。

④

居宅訪問型保育

障害・疾患などで個別のケアが
必要な場合や、施設が無くなった地域で
保育を維持する必要がある場合などに、
保護者の自宅で1対1で保育を行います。

● 問い合わせ先は？

(引用)内閣府リーフレット「子ども・子育て支援制度なるほどBOOK」

お住まいの市町(P75参照)

18 一時預かり事業

● どんな事業なの？

- ・ 保育所や幼稚園に入園していない場合でも、一時的に子どもを預けることができます。（有料で利用できます）
- ・ 通院や冠婚葬祭時の預かり、急な用事や短期のパートタイム就労中の預かりのほか、リフレッシュのための買い物や習い事などの外出中の預かりなど、理由を問わずに気軽に利用できます。
- ・ 保育所などの施設や地域子育て支援拠点、幼稚園で在園児を昼過ぎごろまでの教育時間終了後や、土曜日などに預かります。

（引用）こども家庭庁リーフレット「子ども・子育て支援制度なるほどBOOK」

● 問い合わせ先は？

お住まいの市町（P75参照）

19 病児保育事業

● どんな事業なの？

- ・ 病気や病後の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に、病院・保育所などに付設されたスペースで預かります。（有料で利用できます）
- ・ 保育所などの施設によっては、保育中の体調不良児を、保護者の迎えまで安静に預かることもあります。
- ・ 保育中に具合が悪くなった子どもを看護師等が送迎し、病児保育施設において保育する仕組みもあります。

（引用）こども家庭庁リーフレット「子ども・子育て支援制度なるほどBOOK」

● 問い合わせ先は？

お住まいの市町（P75参照）

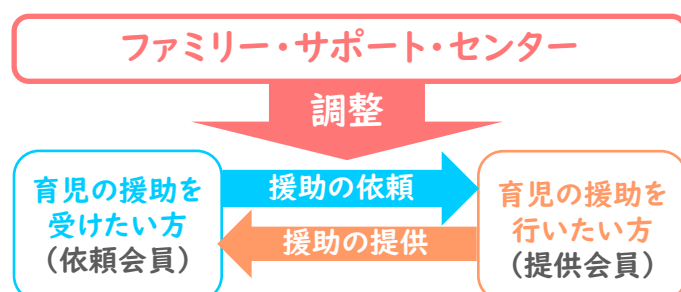
20 ファミリー・サポート・センター事業

● どんな事業なの？

- ・ 乳幼児や小学生等の子育て中の保護者を会員として、子どもの預かりなどの援助を受けることを希望する方と援助を行うことを希望する方との相互に助け合う活動に関する連絡、調整を行います。(有料で利用できます)
- ・ ファミリー・サポート・センターに登録することで利用できます。日常的な手伝いのほかに、緊急時の預かりや保護者のリフレッシュにも利用できます。
- ・ ただし、ご利用できる内容は、お住まいの市町で異なります。

(支援内容)

- ◎ 保育施設や放課後児童クラブへの送迎
- ◎ 学校の放課後や休みのときの預かり
- ◎ 通院や冠婚葬祭参加時の預かり
- ◎ 買い物などの外出時の預かり など



(引用) こども家庭庁ウェブサイト「よくわかる『子ども・子育て支援新制度』」

● 問い合わせ先は？

お住まいの市町 (P75参照)

21 ひとり親家庭等日常生活支援事業

● どんな事業なの？

- ・ ひとり親家庭の保護者が、修学や疾病、冠婚葬祭などにより、一時的に家事援助や保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣し、または家庭生活支援員の居宅等において支援する事業です。

(引用) 厚生労働省 概算要求資料

● 問い合わせ先は？

お住まいの市町 (P75参照)

22 ショートステイ事業

● どんな事業なの？

- 保護者の出張や冠婚葬祭、病気などにより、子どもの保育ができない場合に、短期間の宿泊で子どもを預かります。原則7日以内、児童養護施設等で子どもをお預りします。(有料で利用できます)

(引用) こども家庭庁ウェブサイト「よくわかる『子ども・子育て支援新制度』」

● 問い合わせ先は？

お住まいの市町(P75参照)

23 トワイライトステイ事業

● どんな事業なの？

- 平日の夜間などに子どもの保育ができない場合に、一時的に子どもを預かります。児童養護施設等で、17時から22時ごろまで、一時的に子どもをお預かりします。
夕食・入浴の提供など、生活のサポートもしています。(有料で利用できます)

(引用) こども家庭庁ウェブサイト「よくわかる『子ども・子育て支援新制度』」

● 問い合わせ先は？

お住まいの市町(P75参照)

24 児童厚生施設

● どんなどころなの？

- ・ 「児童館」「児童センター」「児童遊園」など、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、または情操を豊かにすることを目的とする施設です。
- ・ 乳幼児から中高生まで幅広く利用でき、さまざまな年代の子どもたちが楽しく遊べる遊具やスペースがあるほか、子育て講座や地域交流のイベントなども開かれています。登録手続きや入館名簿への記入が必要な場合もあります。

● 問い合わせ先は？

お住まいの市町（P75参照）

25 放課後 児童クラブ

26 地域 子ども教室

利用対象	仕事などの理由で 日中保護者が家庭にいない小学生	地域の子ども（主に小学生）
利用料金	料金はクラブにより異なる。 （育成料、おやつ代など）	基本的に無料。 ただし、保険料などの実費は別途。
内 容	遊び、工作、季節の行事などの活動に加え、宿題や自主学習なども行う。	自由遊びに加え、学習、スポーツ、文化活動、地域住民との交流などを行う。
利用時間	開所日数年間250日以上が基本。 平日に加え、土曜日や夏休み期間中など、学校がない日も実施しているところが多い。平日は放課後から19時までのところが多いが、申請すれば延長できるところもある。	実施日及び実施時間は、教室によって異なる。
場所・人数	児童館、小学校など クラブにより登録児童数は異なる。	小学校、公民館などの公共施設 教室により参加者数は異なる。
職 員 等	原則、放課後児童支援員を2人以上配置	地域住民のボランティアが主体（地域コーディネーター、協働活動支援員、協働活動サポーターなど）
出 欠 確 認	連絡帳や、保護者との連絡により出欠確認を必ず行う。	市町によっては出席確認があるところもある。

● 問い合わせ先は？

お住まいの市町（P75参照）
各放課後児童クラブ（25のみ）

27 子ども食堂

● どんなところなの？

- ・ 「子ども食堂」は、子どもが一人でも安心して来られる場所で、無料または安価で食事を提供する取組です。
- ・ 子ども食堂は、民間発の自主的かつ自発的な取組として、善意で提供された食材や寄付、ボランティアなどの協力により運営されており、地域の子どもたちの交流や食育などの場にもなっています。
- ・ 食事の提供だけでなく、学習支援などの活動をしているところもあります。
- ・ お住まいの地域にどんな「子ども食堂」があるのかは、お住まいの市町へお問い合わせください。

● 問い合わせ先は？

お住まいの市町（P75参照）

県ひとり親家庭等自立促進センター

・養育費確保支援事業

● どんなところなの？

- ・ ひとり親家庭の総合的な相談窓口です。
- ・ 日々の暮らしや子育て、お仕事、養育費、離婚のことなど、それぞれの事情に合わせた相談や支援を行っています。

支援内容

生活支援

- ・ 暮らしの悩み・子育ての不安などの相談

離婚前後の法律相談

- ・ 無料の弁護士相談（毎月第3水曜日）
- ・ 無料の養育費相談 など

就労支援

- ・ お仕事探しの相談
- ・ 無料スーツ貸し出し
- ・ メイクサポート
- ・ 就職に役立つセミナー
- ・ 面接対策
- ・ ハローワークへの同行 など

***ひとつでも当てはまる方は気軽にご相談ください。**

【生活のこと】

- ☐ ひとり親ならではの暮らしの悩み、子育ての不安など、どこに相談したらよい？
- ☐ ひとり親になったばかり
- ☐ これからひとり親になるのだけど…
- ☐ 養育費の金額は？受け取り方法は？
分からないことばかり…
- ☐ 親子交流には不安があるのだけど…

【仕事のこと】

- ☐ どんな仕事をしたらよいの？
どんな仕事に向いているのか分からない…
- ☐ 子育てと両立しやすい仕事を見つけたい…
- ☐ 履歴書・職務経歴書の書き方の
コツを知りたい。
- ☐ 面接で自分をアピールするには？
第一印象で損をしないコツは？

● 問い合わせ先は？

県ひとり親家庭等自立促進センター・エールながさき（P87参照）

☎ 095-801-4445

養育費確保支援事業

- ・ 長崎県では、養育費の取決めを行うひとり親に対し、養育費の継続した履行確保を図るため、養育費に関する公正証書等の作成に必要な経費及び保証会社と養育費保証契約を締結する際に必要な経費を補助します。

【詳しくはこちら】

【問い合わせ先】

県こども家庭課

☎ 095-895-2443



29 社会的養護

● どんな制度なの？

- ・ 長期入院や精神疾患など、さまざまな事情で、子どもを育てられない保護者に代わって公的責任で養育することを「社会的養護」といいます。
- ・ 養子縁組制度や里親制度を活用する家庭や、乳児院・児童養護施設といった各種施設により行われています。

家庭養護

里親

- ・ 保護者がいない、または、さまざまな事情で保護者と暮らせない子どもを、家族の一員として自らの家庭に迎え入れ、保護者に代わり温かい愛情と家庭的な雰囲気の中で育ててくださる方を「里親」といいます。

ファミリーホーム

- ・ 里親経験者や児童養護施設などの勤務経験者などが、その住居を供して、最大6人の児童の養育にあたります。

特別養子縁組

- ・ 戸籍の変更を伴うもので、親代わりとなる人と子どもとの間に親子関係（戸籍を変更）を築き、永続的に養育していく制度です。

施設養護

乳児院

- ・ 保護者の養育を受けられない乳幼児を養育する施設です。乳幼児の基本的な養育機能に加え、被虐待児・病児・障害児などに対応できる専門的養育機能を持ちます。

児童心理治療施設

- ・ 家庭環境等の環境上の理由により社会生活適応困難となった児童を、短期間入所または、保護者の下から通わせて、社会生活に必要な心理の治療や生活指導を行う施設です。

児童養護施設

- ・ 保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童に対し、安定した生活環境を整えとともに、生活指導、学習指導、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行い、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する機能を持ちます。

障害児施設

- ・ 障害のある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行う施設です。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。

(引用) 政府広報オンライン 厚生労働省ホームページ WAMNETホームページ

● 問い合わせ先は？

児童相談所 (P78参照)

3 保護者の就労支援

30 全世帯への就職支援（ハローワーク） ※国

● 「ハローワーク」って、どんなところ？

- ・ お仕事を探している方と、人材を探している会社とを結ぶお手伝いをしています。お仕事を探したい方は、求人情報の紹介や各種就職支援を無料で利用することができます。

● どんな支援をしてくれるの？

- ・ 「ハローワーク」では、主に以下の支援を行っています。

無料職業相談

- 就職についての相談
- 就職に役立つ各種セミナー
- 自己分析サポート
- 職業訓練の受講相談
- 履歴書・職務経歴書の書き方サポート
- 面接対策 など

無料職業紹介

- 求職者と求人企業のニーズをマッチング（求人情報の提供・紹介）

雇用保険制度

社会保険制度の一つで労働者が失業した場合の生活支援や再就職の支援を行う制度です。

- 失業給付
失業された方に支給されます。
- 公共職業訓練（就職に役立つ能力習得）
失業給付を受給している求職者を対象に無料で行われます。（テキスト代等は自己負担）
- 教育訓練給付制度
一定の条件を満たした方が厚生労働大臣の指定する講座を受講し、修了した場合に 支払った学費のうち、20%（上限10万円）が修了後に支給される制度です。

求職者支援制度

雇用保険を受給できない求職者などが職業訓練によるスキルアップを通じて、早期就職を目指すための制度です。

- 無料の職業訓練（求職者支援訓練等）
- 職業訓練受講給付金の支給
一定の要件を満たす場合、受講手当（月額10万円）、通所手当、寄宿手当が支給されます。
- きめ細やかな就職支援

● 「マザーズコーナー」ってどんなところ？

- ・ 子育てをしながらお仕事を探したい方に、きめ細かい支援をしています。
 - ◎ 予約制・担当者制による継続的な就職支援
 - ◎ 再就職に向けた準備セミナー、パソコン講習の開催（無料・託児つき）
 - ◎ 保育サービス関連情報の提供 など
- ※ 仕事と子育てを両立して再就職を希望する方、ブランクはあるけれど働き始めたい方など、どなたでも無料で利用できます。

● 問い合わせ先は？

ハローワーク（P80参照）

長崎県人材活躍支援センター

県では、ハローワーク等と連携して、若者、女性、中高年齢者等の様々な求職者に応じた支援機能を集約し、求職者ニーズに応じた相談から職業紹介までの支援を行う就職支援施設を設置しています。是非ご利用ください。

【詳細はこちら】



● どんな支援をしてくれるの？

- 主に、以下の支援を行っています。
お住まいの市町を担当する福祉事務所には、ひとり親世帯をサポートする「母子父子自立支援員」がいますので、こういった制度を利用していいか分からないときなど、是非お気軽にご相談ください。

高等職業訓練促進給付金

- ひとり親家庭の保護者が資格取得のため養成講座で修業する場合、修業期間中には高等職業訓練促進給付金が、修了後には、高等職業訓練修了支援給付金が支給されます。
非課税世帯：月額10万円、他世帯：月額7万円

◎看護師 ◎保育士 ◎介護福祉士
◎作業療法士 ◎理学療法士 など

自立支援教育訓練給付金

- ひとり親家庭の保護者が就職につながる対象講座を受けて修了すると、受講料の6割相当が給付されます。
- 雇用保険の教育訓練給付金の対象者は、その差額分が支給されます。

◎介護事務 ◎ケアマネジャー ◎簿記
◎歯科助手 ◎管理栄養士 など

高等職業訓練促進資金貸付事業 及び住宅支援貸付事業

- ひとり親家庭の保護者が「高等職業訓練促進給付金」を利用して養成機関に通い、就職に役立つ資格を取る場合に、入学や就職のために必要な資金を借りることができます。
- 母子・父子自立支援プログラムの策定を受け自立に向けて取り組む児童扶養手当受給者等に対し、住居の借り上げに必要な資金を借りることができます。

※両資金とも条件を満たせば、借入金の返済が免除されます。

高卒程度認定試験合格支援給付金

- ひとり親家庭の保護者またはお子さんが、高卒程度認定試験のための講座（通信講座を含む）を受け、修了したとき及び合格したときに受講費用の一部を支援します。

母子父子自立支援プログラム策定事業

- 個々の状況に応じた「支援プログラム」を策定し、自立に向け、きめ細やかな支援を行います。

☎ お住まいの市町を担当する福祉事務所（母子父子自立支援員）（P77参照）

県ひとり親家庭等自立促進センター（エールながさき）

- ひとり親家庭の総合的な相談窓口です。
- ◎暮らしの悩み・子育ての不安などの相談
- ◎離婚前後の法律相談（無料の弁護士相談、無料の養育費相談）
- ◎就労支援（履歴書等の書き方サポート、面接対策、無料のスーツ貸出し、メイクサポート、ハローワーク同行など）
- ◎資格取得のための講習会（PCや介護福祉士など）

***ひとつでも当てはまる方は気軽にご相談ください。**

【生活のこと】

- ☐ ひとり親ならではの暮らしの悩み、子育ての不安など、どこに相談したらよい？
- ☐ ひとり親になったばかり
- ☐ これからひとり親になるのだけど…
- ☐ 養育費の金額は？受け取り方法は？
分からないことばかり…
- ☐ 親子交流には不安があるのだけど…

【仕事のこと】

- ☐ どんな仕事をしたらよいの？
どんな仕事に向いているのか分からない…
- ☐ 子育てと両立しやすい仕事を見つけたい…
- ☐ 履歴書・職務経歴書の書き方の
コツを知りたい。
- ☐ 面接で自分をアピールするには？
第一印象で損をしないコツは？

☎ 県ひとり親家庭等自立促進センター（エールながさき）095-801-4445（P87参照）

32 生活困窮世帯への就労支援 ※県や市町

● どんな支援をしてくれるの？

- 働きたくても仕事がない、家族の介護のために仕事ができない、再就職に失敗して雇用保険が切れた、あるいは、社会に出るのが怖くなったなど、さまざまな困難の中で生活に困窮している人に一人ひとりの状況に合わせた包括的な支援を行う制度です。
- 就職、住まい、家計など暮らしに悩みを抱えた人は、一人で悩まず、まずはお住まいの市町の自立相談支援機関にお問い合わせください。
- 家族や周りの人からの相談も受け付けています。

就労支援相談の主な流れ

相談の受付

就労に向けた課題の整理

支援プランの作成

支援メニューの提供

一般就労へ

支援メニューの例

就労支援・就労準備支援

- 就労に関する助言や個別の求人開拓等の支援を行います。
- また、就労に対して不安を抱えていたり、コミュニケーションが苦手といった場合に、ワークショップや就労体験といった支援を行います。

住居確保給付金

- 離職等により経済的に困窮し、住居を失ってしまった方や、そのおそれのある方に対し、求職活動等を条件に、家賃費用を有期で給付します。

(引用) 厚生労働省「生活を支えるための支援のご案内」

(支援内容)

すぐに就労が難しい方について、一般就労に向けた基礎能力を養いながら、就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。

- ・相談や助言
- ・職業訓練
- ・ハローワークへの同行 など

● 問い合わせ先は？

お住まいの市町の自立相談支援機関(P81参照)

4 經濟的支援

33 市町母子保健における支援

妊産婦健診費用の助成

● どんな支援なの？

- ・ 妊婦健診（14回分）や産婦健診（2回程度）にかかる費用の一部補助を行います。
- ・ 受診券は、母子健康手帳の交付と一緒に交付されます。

● 問い合わせ先は？

お住まいの市町（P75参照）

妊婦のための支援給付

● どんな支援なの？

- ・ 妊婦に対し、妊娠届出時の妊婦支援給付認定後（5万円）、出産予定日の8週間前の日以降の胎児の数の届出後（5万円×胎児の数）を支給します。

● 問い合わせ先は？

お住まいの市町（P75参照）

34 税金の軽減（医療費控除）

● どんな支援なの？

- ・ 自分自身や家族のために医療費を支払った場合に、その支払った金額が一定額を超えるときは、所得控除を受けることができます。
出産に伴う費用にも医療費控除の対象となるものがあります。
（手続きは翌年の確定申告時に行います）

● 問い合わせ先は？

税務署

35 社会保険制度による支援

出産育児一時金

☎ 加入している各健康保険の窓口

- 妊娠、出産は病気で病院にかかる場合と違って健康保険が使えないため、全額自己負担になります。まとまった支出となる出産費用の一部を助成してくれるのが「出産育児一時金」です。

◎対象者 ・ 健康保険及び国民健康保険に加入している人か、その被扶養者が4ヶ月（85日）以降に出産したとき、一時金が受け取れます。

◎受給額 ・ 産科医療補償制度に加入する病院などにおいて出産した場合は、原則50万円。それ以外の病院で出産した場合は、原則48万8千円となります。

出産手当金

☎ 加入している各健康保険の窓口

- 法で定められた産前42日（多胎98日）産後56日の間、会社を休み給料が出ない場合等、その間生活を支えるために、健康保険から支給されるのが出産手当金です。ただし、出産手当金としてもらえる額を超えて産休中に給料が出る場合は、もらえません。

◎対象者 ・ 勤め先の健康保険に加入している方

◎受給額

- ・ 1日あたりの金額

【支給開始日（※）以前12ヶ月間の各標準報酬月額を平均した額】÷30日×3分の2

※出産手当金が支給された初日のことです。

支給開始日の以前の期間が12ヶ月に満たないときは、次のいずれか低い額を使用して計算。

- ① 支給開始日の属する月以前の継続した各月の標準報酬月額の平均額
- ② 標準報酬月額の平均額

育児休業給付金（出生時育児休業給付金を含む）

☎ ハローワーク

- 「出生時育児休業給付金」雇用保険被保険者が子の出生後、8週間の期間内に合計28日を限度として産後パパ育休（出生時育児休業・2回まで分割取得可）を取得した場合、一定の要件を満たすと支給されます。
- 「育児休業給付金」雇用保険被保険者が1歳に満たない子を養育するために育児休業を取得して、一定の要件を満たした場合に支給されます。
- 育児休業給付金は原則として事業主を通じてハローワークに申請します。

社会保険料の免除

☎ 年金事務所等

- 産前・産後休業・育児休業中の健康保険と厚生年金保険の自己負担分及び事業負担分は、申請すれば免除されます。職場の担当者を通して年金事務所へ申請します。
- 国民年金第1号被保険者の場合、産前・産後期間中の国民年金保険料は、各市町国民年金担当窓口に出ると免除されます。

失業給付の受給延長手続き

☎ ハローワーク

- 失業給付の受給資格の一つとして、仕事に就ける状況であること（能力があること）が求められます。
- 妊娠、出産、育児（3歳未満）を理由に退職した場合、退職後すぐに再就職活動は難しい状況です。そのように、妊娠等を理由に仕事を辞めた方には、本来は1年以内にもらい終えなければならない失業給付の受給期間を延長できる制度が設けられています。通常の1年に3年間を足して、最長で4年以内にもらい終えればよい措置が取られています。

36 児童手当

● どんな支援なの？

- ・ 高校生年代（18歳到達後の年度末）までの児童を養育している人に支給されます。
- ・ 支給を受けるには、出生の翌日から15日以内に、各市町（公務員は各職場へ）申請し、認定を受ける必要があります。
- ・ 支給は原則として、年6回、偶数月に2か月分ずつ支給されます。

支給額（月額） ※児童一人あたり次の額が支給されます。

- 3歳未満：（第1～2子）15,000円、（第3子～）30,000円
 - 3歳～高校生年代：（第1～2子）10,000円、（第3子～）30,000円
- ※所得制限はありません

もっと、子育て応援！
児童手当



● 問い合わせ先は？

お住まいの市町（P75参照）

37 子ども医療費の助成

● どんな支援なの？

- ・ 子育て世帯の経済的負担を軽減し、子どもの福祉と健康を増進するために、病気やケガにかかる医療費の助成を行っています。

※ 対象年齢や自己負担額、支払方法については、市町によって異なりますので、詳しくはお住まいの市町におたずねください。

● 問い合わせ先は？

お住まいの市町（P75参照）

38 予防接種費用の助成

● どんな支援なの？

- ・ お住まいの市町では、予防接種法に基づいた定期予防接種を実施しています。定めた期間内に無料で予防接種を受けることができます。

● 問い合わせ先は？

お住まいの市町 (P75参照)

39 放課後児童クラブ利用料の助成

● どんな支援なの？

- ・ ひとり親世帯及び多子世帯などに対して、放課後児童クラブの利用料を助成しています。（所得制限があります）
- ・ 長崎県独自の制度です。



● 問い合わせ先は？

お住まいの市町 (P75参照)

40 ながさき子育て応援の店パスポート

● どんな支援なの？

- 小学生以下のお子さんがあるご家庭は、県内の協賛店でパスポートを見せると、サービスを受けられます（サービスはお店によって異なります）。
長崎県独自の取組です。
- 県内の子育てに関するイベント・施設・サークル・制度などを調べたり、おトクな「子育て応援の店パスポート」を発行・表示ができる長崎県の子育てポータルサイト『長崎県ハッピーライフデザイン応援サイト ココロンネット』があります。また、長崎県公式LINEからも応援サイトにアクセスし、発行・表示ができるようになっています。



【お申込み先】
ココロンネット



【お申込み先】
県公式LINE



41 児童扶養手当

● どんな支援なの？

- ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進のための手当です。対象年齢（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで、障害児は20歳未満まで）の子どもがいる家庭がもらえます。

※支給額は改定される場合があります。

支給額（月額） ※令和7年4月1日時点

児童1人の場合 月額11,010円～46,690円（所得により支給制限あり）
※児童2人以上の場合、加算措置あり。奇数月に支給。（年6回支給）

● 問い合わせ先は？

お住まいの市町（P75参照）

42 ひとり親家庭医療費助成

● どんな支援なの？

- ひとり親家庭の経済的負担を軽減し、ひとり親家庭の親と子の福祉と健康を増進するために、病気やケガにかかる医療費の助成を行います。所得制限があります。
- 市町によって助成内容が異なる場合がありますので、詳しくはお住まいの市町におたずねください。

◎対象者

ひとり親家庭の母・父親		配偶者の暴力に関する保護命令を受けている、もしくは配偶者がなく、満20歳未満の子を監護している方
ひとり親家庭の子	入院	母・父が配偶者暴力に関する保護命令を受けている、もしくは母・父の監護を受けている満18歳未満（高校在学中は満20歳未満）の方
	通院	母・父が配偶者暴力に関する保護命令を受けている、母・父の監護を受けている満18歳未満（高校在学中は満18歳に達した日以後の最初の3月31日になるまで）の方

◎自己負担額

入院・通院で1保険医療機関ごとに1日800円まで（上限：月額1,600円）

● 問い合わせ先は？

お住まいの市町（P75参照）

43 公営住宅の特定目的住宅

● どんな支援なの？

- ・ 公営住宅は、県や市町が国の補助金で整備した低所得者向けの賃貸住宅です。
- ・ 県営住宅では、一般世帯向住宅とは別に、ひとり親世帯向住宅や子育て世帯向住宅などの特定要件に合致した世帯のみが入居できる、特定目的住宅があります。
(※応募者が多数の場合は、抽選となります)

● 問い合わせ先は？

県営住宅は、長崎県住宅供給公社(095-824-1251)または県庁住宅課(095-894-3101)
市営住宅及び町営住宅は、お住まいの市町(P75参照)

44 減免や割引

● どんな支援なの？

- ・ ひとり親家庭に対しては、収入を増やすための手当や助成だけでなく、支出を減らすための減免や割引があります。

◎JR通勤定期乗車券の割引

- ・ JRには、児童扶養手当を受けている世帯の保護者がJRの通勤定期を購入する場合に、割引(3割引)が受けられる制度があります。お住まいの市町では、その定期を購入するときに必要な証明書を発行しています。

● 問い合わせ先は？

お住まいの市町(P75参照)

45 税金の軽減

● どんな支援なの？

- ・ 母子家庭、父子家庭の方は、申告により、所得税、住民税の軽減措置が受けられます。ただし、ひとり親控除には所得制限があります。
- ・ 手続きは、基本的には、給与所得のみの方は、給与支払者へ、その他の方は確定申告の際、税務署へお問合せください。

● 問い合わせ先は？

税務署

46 民間団体による支援

- 民間団体において、ひとり親家庭の方を対象に、いろいろな支援活動を実施されています。



つなぐBANK

- ・ ひとり親家庭を地域で支える活動である『つなぐBANK』とは、フードバンク活動を通じて、経済状況が食生活に影響する可能性がある、ひとり親家庭とその子どもたちを支援する事業です。
- ・ 児童扶養手当受給世帯を対象に、2ヶ月に1回程度、食材やグッズ（生活用品・学用品など）の提供に併せて、様々な専門家による各種サポートを行い、必要な支援につなぐ活動を実施されています。

● 問い合わせ先は？

一般社団法人 ひとり親家庭福祉会ながさき
つなぐBANK事務局
〒850-0056長崎市恵美須町4-5 NBC3rdビル5F
☎ 095-828-1470

【詳しくはこちら】



夢ランドセル事業

- ・ ひとり親家庭の子どもたちに「夢と希望を持つ学校生活」を送ってほしいとの思いから、新一年生を迎えるお子さんへ「ランドセル」を贈る取組をされています。毎年、秋頃に募集を行われています。

◎対象者

県内にお住まいのひとり親家庭等の新一年生

◎協力団体

- ・ 三菱重工業(株)長崎造船所
- ・ 一般社団法人ひとり親家庭福祉会ながさき等

● 問い合わせ先は？

NPO法人 Fineネットワークながさき
〒850-0862 長崎市出島町2番11号出島交流会館5階
県民ボランティア活動支援センター内
☎ 095-827-4852

【詳しくはこちら】



47 各種障害者手帳

● どんな支援なの？

- 障害者手帳を取得することにより、さまざまな支援や割引を受けることができます。

身体障害者手帳	身体に障害のある方がさまざまな支援や援助を受けるために必要なものです。お住まいの市町に申請してください。
療育手帳	児童相談所または知的障害者更生相談所（18歳以上の方）で知的障害があると判断された子ども（者）に交付されます。お住まいの市町に申請してください。
精神障害者保健福祉手帳	精神疾患（てんかん、発達障害を含む）のある子ども（者）に交付されます。お住まいの市町に申請してください。

● 問い合わせ先は？

お住まいの市町（P75参照）

48 障害児福祉手当

● どんな支援なの？

- 重度の障害があり、日常生活に常時の介護を要する20歳未満の在宅の方に支給される手当です。

◎支給額（令和7年4月1日時点）：月額16,100円（2月、5月、8月、11月に支給）

※支給額は改定される場合があります。

● 問い合わせ先は？

お住まいの市町（P75参照）

49 特別児童扶養手当

● どんな支援なの？

- 重度または中度（障害基礎年金と同程度）の障害のある20歳未満の子どもを養育している保護者の方等に支給される手当です。

◎支給額（令和7年4月1日時点）：1級（重度）は月額56,800円

※支給額は改定される場合があります。

2級（中度）は月額37,830円

（いずれも4月、8月、11月に支給）

● 問い合わせ先は？

お住まいの市町（P75参照）

50 各種医療費の助成

育成医療の給付

☎ お住まいの市町

- ・ 18歳未満で、身体に障害のある子ども、または、そのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾病がある子どもに支給されます。
ただし、指定された医療機関での治療に限られます。
また、世帯の市町民税の課税状況等に応じて自己負担額が生じます。
- ◎該当する障害の範囲は、
(1)肢体不自由、(2)視覚障害、(3)聴覚・平行機能障害、(4)音声・言語・そしゃく機能障害、
(5)心臓機能障害、(6)腎臓機能障害、(7)小腸機能障害、(8)その他の内臓障害です。

重度心身障害者医療費の助成

☎ お住まいの市町

- ・ 次の方が医療を受けた場合、自己負担分を助成します。所得制限があります。
◎身体障害者手帳1級・2級、3級をお持ちの方
◎療育手帳A1、A2、B1をお持ちの方。
◎精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方。(通院のみ)

精神障害者医療費の助成

☎ お住まいの市町

- ・ 1級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、一定所得額以下の方に対して通院医療費の自己負担を助成します。

未熟児養育医療

☎ お住まいの市町

- ・ 入院を必要とする未熟児(1歳未満の乳児)に対して、その治療に必要な医療費を助成する制度です。ただし、指定養育医療機関での治療に限られます。
また、世帯の市町民税の課税状況等に応じて自己負担金が生じます。

小児慢性特定疾病医療費の助成

☎ 長崎市、佐世保市、その他の地域にお住まいの方は管轄の県立保健所

- ・ 小児慢性特定疾病にかかっている児童等に対して、医療費を助成する制度です。
また、申請者等の世帯の市町民税の課税状況等に応じて自己負担金が生じます。
対象となるのは、原則として18歳未満(引き続き治療が必要な場合には20歳未満)です。
※毎年度、更新申請が必要です。
- ◎対象となる疾病(16疾患群、801疾病)
悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、
先天性代謝異常、血液疾患、免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、染色体または遺伝子に
変化を伴う症候群、皮膚疾患、骨系統疾患、脈管系疾患に属する疾患(※一定の基準があります。)

特定医療費(指定難病)の助成

☎ 長崎市、佐世保市にお住まいの方は 県国保・健康増進課 095-895-2496
その他の地域にお住まいの方は管轄の県立保健所

- ・ 難病法に基づき、指定難病と診断された患者さんの病状の程度が一定程度以上の場合に、医療費を助成する制度です。世帯の市町民税の課税状況等に応じて自己負担金が生じます。
※毎年度、更新申請が必要です。
- ◎対象となる疾病は348疾病

51 日常生活用具の給付・貸与

● どんな支援なの？

- ・ 障害児に対して日常生活の便宜を図るため、ストマ用装具、便器、特殊マット、特殊寝台、入浴補助用具等を給付または貸与しています。
給付等の具体的対象品目及び利用負担額は、各市町により異なります。

● 問い合わせ先は？

お住まいの市町（P75参照）

52 補装具の購入・修理

● どんな支援なの？

- ・ 身体障害者手帳をお持ちの方で、市町より補装具費の支給決定を受けた方に、障害を補うための義肢、車椅子、補聴器等の購入・修理にかかる費用が支給されます。原則、補装具費の1割が自己負担となります。ただし、世帯の所得に応じた月額負担上限額があります。

● 問い合わせ先は？

お住まいの市町（P75参照）

53 補聴器の購入助成

● どんな支援なの？

- ・ 両耳の聴力がともに30デシベル以上で身体障害者手帳の交付対象外の18歳未満の子どもに対し、補聴器の購入にかかる費用を助成します。補聴器購入費等の3分の1が自己負担となります。なお、補装具の種類に応じ、助成上限額があります。

● 問い合わせ先は？

お住まいの市町（P75参照）

54 減免や割引

● どんな支援なの？

- ・ 「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」のいずれかを所持している場合には、以下の割引の対象になる可能性があります。
 - ◎公共交通機関（航空機、JR、バス、路面電車など）の料金
 - ◎携帯電話の料金
 - ◎公共施設の料金
 - ◎NHK受信料

● 問い合わせ先は？

各機関

55 税金の軽減

● どんな支援なの？

- ・ 障害者の方は、申告により、所得税、住民税の軽減措置（障害者控除）が受けられます。手続きは、給与所得のみの方は、給与支払者へ、その他の方は確定申告の際、税務署へお問合せください。

● 問い合わせ先は？

税務署

56 助産施設

● どんなところなの？

- ・ 経済的理由で入院助産を受けることが困難な妊婦の方に対して、助産を行う助産施設があります。詳しくは、お住まいの市町を担当する福祉事務所にお問い合わせください。

◎対象者

1. 生活保護を受給している方
 2. 市県民税非課税世帯で出産費用に困っている方
 3. やむを得ず特別な理由があり、福祉事務所が認める方
- ※ただし、健康保険などから一定額以上の出産育児一時金を受け取れる場合は対象外となります。

- ・ また、いのちを大切に作る会など、円ブリオ基金によって、経済的理由等で出産を諦めようとしている女性とお腹の赤ちゃんを支援している民間の団体もあります。

● 問い合わせ先は？

お住まいの市町を担当する福祉事務所（P77参照）

57 母子生活支援施設

● どんなところなの？

- ・ 18歳未満の子どもを養育している母子家庭など、生活上の問題を抱えた母親と子どもが一緒に入所して生活できる施設です。
- ・ さまざまな事情の母親と子どもに対して、生活の安定のための相談や援助を行いながら、自立を支援します。
- ・ 対象は、離婚等により生活や子どもの養育が困難となった、18歳未満の子どもがいる母子家庭や何らかの理由で離婚ができない方も含まれます。
- ・ 所得に応じた利用者負担があります。
（生活保護世帯は無料です。）

（引用）WAMNETホームページ

● 問い合わせ先は？

お住まいの市町を担当する福祉事務所（P77参照）

58 公営住宅

● どんなところなの？

- ・ 公営住宅は、国や県、市町が協力して、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低所得者に対して、低廉な家賃で賃貸することによって、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的に整備されたものです。

◎特定目的住宅への入居対象世帯等（県営住宅の場合）

- ・ 満20歳未満の児童を扶養しているひとり親世帯
- ・ 18歳未満の児童を3人以上扶養している世帯
- ・ 60歳以上の入居申込者と次に該当する親族と同居する世帯
配偶者、18歳未満の児童、おおむね60歳以上、重度もしくは中度の身体障害者、または、知的障害のある方
- ・ 入居申込時に小学校就学前の子供と同居しその子供を扶養する世帯

◎優先入居の対象世帯等（県営住宅の場合）

- ・ 小児慢性特定疾患患者看護世帯
- ・ DV被害者世帯
- ・ 犯罪被害者等世帯 など

● 問い合わせ先は？

（県営住宅）県住宅課 ☎ 095-894-3101

（市町営住宅）お住まいの市町で公営住宅担当課

59 社会保険料・税金・公共料金の 支払猶予

● どんな支援なの？

- 一定程度収入が下がった方々等に対しては、以下の減免や支払猶予等が認められる場合があります。

	各機関
国民健康保険料（税）	お住まいの市町
国民年金保険料	お住まいの市町または年金事務所
国税	最寄の税務署
地方税	お住まいの市町
電気料金	契約中の事業者
ガス料金	契約中の事業者
上下水道料金	お住まいの市町
電話料金	契約中の事業者
NHK受信料	長崎放送局

60 法テラス

● どんな支援なの？

- 法テラス（日本司法支援センター）は、国によって設置された法的トラブル解決のための「総合案内所」です。
- 法テラスの主な業務
 - ◎情報提供業務
利用者からの問合せ内容に応じて、法制度に関する情報と、相談機関・団体等（弁護士会、司法書士会、地方公共団体の相談窓口等）に関する情報を無料で提供する業務です。
 - ◎民事法律扶助業務
経済的に余裕がない方などが法的トラブルにあったときに、無料で法律相談を行い、必要な場合、弁護士・司法書士の費用等の立替を行う業務です。

【詳しくはこちら】

● 問い合わせ先は？

法テラス長崎 受付時間 平日9:00～17:00

☎ 0570-078362



61 無料低額診療事業

● どんな支援なの？

- ・ 経済的理由により適切な医療を受けることができない方々に対し、無料または低額で診療を行う事業です。

◎対象者

低所得者等で経済的理由により診療費の支払いが困難な方

本事業を利用できる基準は医療機関によって異なりますので、詳しくは、医療機関へ直接お問合せください。

【詳しくはこちら】

● 問い合わせ先は？

実施中の医療機関



62 生計困難者レスキュー事業

● どんな支援なの？

- ・ 長崎県内の複数の社会福祉法人（約100法人）が連携し、拠出した資金を原資にして、緊急的な支援が必要な生計困難者を対象に、専門職による相談支援とあわせて、食料の現物支給などの経済的援助を実施されています。

◎対象者

生計困難者であって現行制度で対応が困難な方

◎支援内容

生計困難者が公的制度やサービスなどを受けられるようになるまでの間、必要に応じて生活必需品の提供、一時的な住まいや食事の提供、公共料金の支払いなどの経済的援助を実施。

● 問い合わせ先は？

お住まいの市町の自立相談支援機関（P81 参照）

63 母子父子寡婦福祉資金貸付金

● どんな制度なの？

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の方に対し、経済的自立の援助及び生活意欲の向上を図り、併せて、その扶養している児童・子の福祉を増進させることを目的として、各種資金の貸付を行っています。

| 対象

- 長崎県内にお住まいの方で以下の事項に該当する方
 1. 母子家庭の母
 2. 父子家庭の父
 3. 寡婦（子を扶養していない場合、前年度の所得が203万6千円を超えると貸付対象外）
 4. 母子家庭の母が扶養する児童（修学資金・修業資金・就学支度資金・就職支度資金が対象）
 5. 父子家庭の父が扶養する児童（修学資金・修業資金・就学支度資金・就職支度資金が対象）
 6. 寡婦が扶養する子（修学資金・修業資金・就学支度資金が対象）
 7. 母子・父子福祉団体
 8. 父母のない児童（修学資金・修業資金・就学支度資金・就職支度資金が対象）
 9. 40歳以上の配偶者のない女子で、母子家庭の母及び寡婦以外の方（前年度の所得が203万6千円を超えると貸付対象外）

※この制度における用語の意味について（用語解説の根拠は、母子及び父子並びに寡婦福祉法による）

配偶者のない女子・男子	・配偶者と死別した女子・男子で、現に婚姻していない方 ・配偶者と離婚した女子・男子で、現に婚姻していない方 ・配偶者の生死が明らかでない女子・男子 ・配偶者から遺棄されている女子・男子 ・配偶者が海外にいるため、その扶養を受けられない女子・男子 ・配偶者が精神または身体の障害により長期間働けない女子・男子 ・配偶者が法令により長期間拘禁されているため扶養を受けられない女子・男子 ・婚姻によらないで母・父となった女子・男子で現に婚姻していない方
児童	20歳に満たない者
子	「児童（20歳に満たない者）」に対し、20歳以上の者
寡婦（かふ）	配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童（20歳に満たないお子さん）を扶養していたことのある方

貸付金の種類

用途目的に応じて、12種類あります。資金の種別ごとに、貸付できる額、償還開始までの据置期間及び償還期間が異なります。

母子・父子・寡婦福祉資金貸付金一覧表

(令和7年4月1日)

資金種類	資金利用者	内 容	貸付限度額(円)		償還期限	据置期間	利子	連保の有無
事業開始	母・父・寡婦	事業（例えば洋服・軽飲食など）を開始するために必要な設備、機械などの購入資金		3,580,000円	7年	貸付後	0%	有
			5,370,000円	1年		1.0%	無	
事業継続	母・父・寡婦	現在営んでいる事業を継続するために必要な設備、商品などを購入する運転資金		1,790,000円	7年	貸付後	0%	有
			1,790,000円	6ヶ月		1.0%	無	
修 学	児童・子	高校、大学、高等専門学校または専修学校に就学させるための授業料、書籍代、通学費などに必要な資金。 大学等(※2)の場合は、課外活動費、自宅外通学にかかる経費、保健衛生費も対象	別表1のとおり		20年	修学終了後	0%	×
					専修学校(一般課程)5年	6ヶ月		
就学支度	児童・子	小学校、中学校、高校、大学、高等専門学校または専修学校に入学に際して必要な被服などの購入に必要な資金	別表2のとおり		就学(大学、高校等)20年	修学終了後	0%	×
					6ヶ月			
					修業5年			
技能習得	母・父・寡婦	事業を開始し、または就職するために必要な知識技能を習得するための授業料、通学費などの資金	月額	68,000円	20年	知識技能習得後	0%	有
			(特別一括	816,000円)		1年間		
			(自動車免許取得	460,000円)				
修 業	児童・子	事業を開始し、または就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な資金 ※自動車免許は最終学年のみ対象	月額	68,000円	20年	知識技能習得後	0%	×
			(自動車免許取得	460,000円)		1年間		
就職支度	母・父・寡婦	就職するために直接必要な被服、靴などの身の回り品を整えるための資金		110,000円	6年	貸付後 1年間	0%	有
	(特別		340,000円)	1.0%			無	
	児童		(うち自動車購入分: 230,000円)	0%			×	
医療介護	母・父・寡婦 児童(介護除)	短期(期間が1年以内)の医療または介護を受けるために必要な資金	医療	340,000円	5年	医療期間	0%	有
			(特別	480,000円)		満了後	1.0%	無
			介護	500,000円		6ヶ月		
生 活	母・父・寡婦	短期(期間が1年以内)の医療や介護を受けている期間、失業して1年以内の期間の生活を維持するための資金	月額	114,000円	医療 5年	終了後	0%	有
						6ヶ月	1.0%	無
			(特別一括	342,000円)	失業 5年	貸付後	0%	有
						6ヶ月	1.0%	無
		配偶者のいない女子・男子となって7年未満の者が生活を安定させるための資金(生活安定期間)※1	母・父が生計中心者でない場合は		安定 8年	貸付後	0%	有
			月額	76,000円		6ヶ月		
			(特別一括	228,000円)			1.0%	無
			技能習得期間中の生活を維持するための資金	技能月額	141,000円	技能 20年	習得後	0%
	(特別一括	423,000円)		6ヶ月	1.0%	無		
	母・父	児童扶養手当を受給していない家計急変者 (期間は原則3か月以内、最長1年)	児童扶養手当の額(全額支給の額) 月額 第1子 48,890円 第2子 11,030円 第3子以降 11,030円 (上記の金額の合算額)		10年	貸付後	0%	有
						6ヶ月	1.0%	無
住 宅	母・父・寡婦	現に居住し、かつ所有している住宅の補修、または購入するための資金		1,500,000円	6年	貸付後	0%	有
			(災害	2,000,000円)		災害 7年	6ヶ月	1.0%
転 宅	母・父・寡婦	転居のため、住宅の賃貸借契約により必要な敷金、前家賃及び運送代などの転居資金		260,000円	3年	貸付後	0%	有
						6ヶ月	1.0%	無
結 婚	母・父・寡婦	扶養している子どもの婚姻に際し必要な資金		330,000円	5年	貸付後	0%	有
						6ヶ月	1.0%	無

※1 生活安定貸付期間中の貸付金額の合計額の上限については2,736,000円

※2 大学、短大、専修学校(専門課程)、高等専門学校(4・5年次)

別表 1 (修学資金の貸付限度額) 限度額は 1 学年の場合を記載。2 年以降については別紙参照

学 校 区 分		貸付月額	
		自宅通学	自宅外通学
高校・専修学校（高等課程）	国公立	27,000円	34,500円
	私立	45,000円	52,500円
高等専門学校	国公立	31,500円	33,750円
	私立	48,000円	52,500円
専修学校（専門課程）	国公立	67,500円	78,000円
	私立	89,000円	126,500円
短大	国公立	67,500円	96,500円
	私立	93,500円	131,000円
大学	国公立	71,000円	108,500円
	私立	108,500円	146,000円
大学院	修士課程	132,000円	
	博士課程	183,000円	
専修学校（一般課程）		54,000円	

別表 2 (就学支度資金の貸付限度額)

学 校 区 分		1 回の貸付額	
		自宅通学	自宅外通学
小学校（非課税者）		64,300円	
中学校（非課税者）		81,000円	
修業施設（中学校卒業）		150,000円	160,000円
修業施設（高校卒業）		272,000円	282,000円
専修学校（一般課程）		150,000円	160,000円
高校・専修学校（高等課程）	国公立	150,000円	160,000円
	私立	410,000円	420,000円
大学・短大・高等専門学校 専修学校（専門課程）	国公立	420,000円	430,000円
	私立	580,000円	590,000円
大学院	国公立	380,000円	
	私立	590,000円	

● 問い合わせ先は？

お住まいの市町を担当する福祉事務所（母子父子自立支援員）（P77参照）

64 生活福祉資金貸付金

● どんな制度なの？

- 失業などにより、一時的に生活資金が必要な方、低所得者、高齢者、障害者などが、安定した生活を送れるよう、必要な資金の貸付と相談や支援を行う制度です。

〔対象〕

- 必要な資金を他から借りることが困難な「低所得世帯」
- 障害者手帳などの交付を受けた方が属する「障害者世帯」
- 65歳以上の高齢者が属する「高齢者世帯」

〔種類〕

総合支援資金、福祉資金、教育支援資金 など

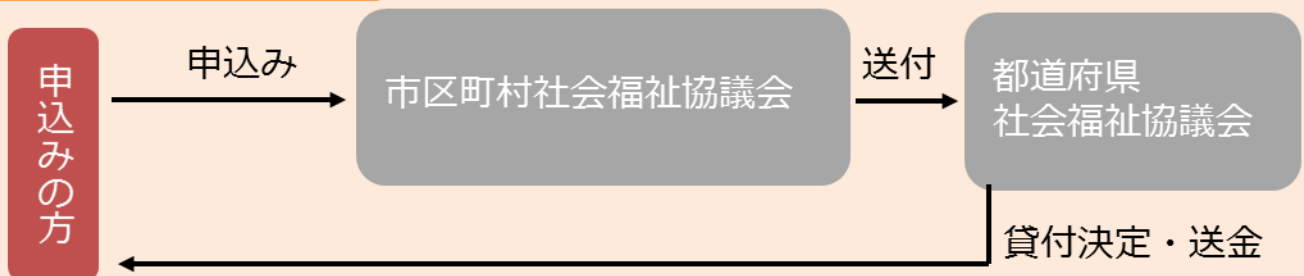
〔連帯保証人〕

原則、必要としますが、連帯保証人を立てない場合も貸付可能です。

〔利子〕

- 連帯保証人を立てる場合は無利子
 - 連帯保証人を立てない場合は年1.5%
- ※緊急小口資金、教育支援資金は無利子

貸付手続きの流れ



貸付条件等一覧

資金の種類			貸付条件				
			貸付限度額	据置期間	償還 期限	貸付 利子	保証人
総合 支援 資金	生活支援費	・生活再建までの間に必要な生活費用	(二人以上)月20万円以内 (単身)月15万円以内 ・貸付期間:原則3月、最長12月以内(延長3回)	最終貸付日から6月以内	据置期間経過後 10年以内	連帯保証人あり 無利子	原則必要
	住宅入居費	・敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40万円以内	貸付けの日(生活支援費とあわせて貸し付けている場合は、生活支援費の最終貸付日)から6月以内		連帯保証人なし 年1.5%	ただし、連帯保証人なしでも貸付可
	一時生活再建費	・生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用 就職・転職を前提とした技能習得に要する経費 滞納している公共料金等の立て替え費用 債務整理をするために必要な経費等	60万円以内				
福祉 資金	福祉費	・生業(自営業)を営むために必要な経費 ・技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・住宅の増改築、補修等に必要な経費 ・福祉用具等の購入に必要な経費 ・障害者用の自動車の購入に必要な経費 ・中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費 ・負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費 ・介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・災害を受けたことにより臨時に必要なとなる経費 ・冠婚葬祭に必要な経費 ・住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費 ・就職、技能習得等の支度に必要な経費 ・その他日常生活上一時的に必要な経費	580万円以内 ※資金の用途に応じて上限目安額を設定	貸付けの日 (分割による交付の場合には最終貸付日)から6月以内	据置期間経過後 20年以内	連帯保証人あり 無利子 連帯保証人なし 年1.5%	原則必要 ただし、連帯保証人なしでも貸付可
	緊急小口資金	・緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける 少額の費用	10万円以内	貸付けの日から2月以内	据置期間経過後 12月以内	無利子	不要
教育 支援 資金	教育支援費	・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するために必要な経費	(高校)月3.5万円以内 (高専)月6万円以内 (短大)月6万円以内 (大学)月6.5万円以内 ※特に必要と認める場合は、上記各限度額の1.5倍まで貸付可能	卒業後6月以内	据置期間経過後 20年以内	無利子	原則不要 ※世帯内で連帯借受人が必要
	就学支度費	・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	50万円以内				

(引用) 厚生労働省ホームページ、政府広報オンライン

● 問い合わせ先は？

お住まいの市町の社会福祉協議会 (P82ページ)

65 社会保険制度

● どんな制度なの？

- 国が行う**公的な保険**の総称です。病気やけが、出産、障害、失業などで働くことができずに「生活困窮に陥ってしまうリスク」に備え、国民があらかじめお金（保険料）を出し合い、リスクに見舞われた方に、必要なお金やサービスが支給される仕組みです。
- 国によって加入が義務づけられるなどの措置が取られ、日本は、“国民皆保険（皆年金、皆医療保険）”とされています。社会保険制度は、保険料や税金によって運営されています。

種類	リスクに見舞われたときの 主な支援	
医療保険	医療費の負担軽減	多くても自己負担は3割
	高額療養費制度	所得や年齢によって1ヶ月に支払う医療費の上限が定められており、上限以上の医療費負担をなくす制度
	出産育児一時金	出産時に健康保険から支出されるお金で、出産にかかる費用の負担を軽減する助成制度。一人の出産につき原則50万円が支給される
	傷病手当金	病気やケガなどで仕事を休まざるを得ず給与が支払われない場合に、給与の3分の2が健康保険から支給される助成制度
年金保険	障害年金	病気やケガなどで一定の障害を負った場合に受けられる
	遺族年金	年金受給者や被保険者が死亡したときに配偶者や18歳以下の子どもが受けられる
介護保険	介護サービス	介護を要する状態にあると認定された方に提供される
雇用保険	失業給付	被保険者の方が離職し、失業の状態にある場合に、生活の安定を図るとともに、求職活動を容易にすることを目的として給付される
	教育訓練給付	国が指定する教育訓練講座を受講し一定要件を満たす方に受講費用の一部が給付される
	育児休業等給付	子の年齢や養育の状況に応じて、要件を満たす場合に出生時育児休業給付金、育児休業給付金、出生後休業支援給付金、育児時短就業給付金が支給される
	介護休業給付	被保険者の方が、配偶者や父母、子等の対象家族を介護するための休業を取得した場合に給付される
労災保険	療養(補償)給付・休業(補償)給付・障害(補償)給付・遺族(補償)給付 など	労働者の方々が仕事(業務)や通勤が原因で負傷した場合、病気になった場合、亡くなった場合に、ご本人やご遺族に給付される

66 求職者支援制度

● どんな制度なの？

- ・ 雇用保険を受給できない求職者の方などが職業訓練によるスキルアップを通じて早期の就職を目指すために、国が支援する制度です。
- ・ 求職者の方は、無料で職業訓練を受講することができ、一定の要件を満たす場合には、訓練期間中、職業訓練受講給付金の受給ができます。

求職者支援制度について

求職者支援制度の趣旨・目的

- 雇用保険を受給できない求職者に対し、
 - ・ 訓練を受講する機会を確保するとともに、
 - ・ 一定の要件を満たす場合には、訓練期間中に給付金を支給し、
 - ・ ハローワークが中心となってきめ細やかな就職支援を行うことにより、その早期の就職を支援するもの。
- 就職につながる制度となるよう、適正な訓練設定と厳しい出席要件、ハローワークへの来所を義務付け

対象者

- 雇用保険を受給できない求職者で、就職を希望し、職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワークが認めた者など。
具体的には
 - ・ 雇用保険の受給終了者、受給資格要件を満たさなかった者
 - ・ 雇用保険の適用がなかった者
 - ・ 学卒未就職者、自営廃業者等
- が対象

訓練

- 基礎コース：2～4ヶ月の基礎的な訓練
- 実践コース：2～6ヶ月の訓練(デジタル分野、営業・販売・事務分野、医療事務分野、介護分野、建設関連分野など)

訓練受講給付金

- 訓練受講中、一定の要件を満たす場合に、職業訓練受講給付金(月10万円、交通費及び寄宿する際の費用)を支給。
- 不正受給について、不正受給額(3倍額まで)の給付・返還のペナルティあり。

訓練受講者に対する就職支援

- 訓練開始前、訓練期間中、訓練修了後と、一貫してハローワークが中心となり、訓練実施機関と緊密な連携を図りつつ支援。
- ハローワークにおいて訓練受講者ごとに個別に支援計画を作成し、定期的な来所を求め支援(必要に応じ担当者制で支援を行う)。

● 問い合わせ先は？

ハローワーク(P80参照)

67 生活困窮者自立支援制度

● どんな制度なの？

- 働きたくても仕事がない、家族の介護のために仕事ができない、再就職に失敗して雇用保険が切れた、あるいは、社会に出るのが怖くなったなど、さまざまな困難の中で生活に困窮している人に一人ひとりの状況に合わせた包括的な支援を行う制度です。
- 就職、住まい、家計など暮らしに悩みを抱えた人は、一人で悩まず、まずはお住まいの市町の自立相談支援機関にお問い合わせください。
- 家族や周りの人からの相談も受け付けています。

相談の流れ（自立相談支援事業）



支援メニューの例

住居確保給付金	就労支援・就労準備支援	家計改善支援
■ 離職等により経済的に困窮し、住居を失ってしまった方や、そのおそれのある方に対し、求職活動等を条件に、家賃費用を有期で給付します。	■ 就労に関する助言や個別の求人開拓等の支援を行います。 ■ また、就労に対して不安を抱えていたり、コミュニケーションが苦手といった場合に、ワークショップや就労体験といった支援を行います。	■ 家計の状況を「見える化」することで、家計の状況を把握したり、貸付のあっせん等を行います。 ■ また、家賃、税金、公共料金等の滞納や各種給付制度等の利用に向けた支援も行います。

（引用）厚生労働省「生活を支えるための支援のご案内」

● 問い合わせ先は？

お住まいの市町の自立相談支援機関（P81参照）

68 生活保護制度

● どんな制度なの？

- 生活保護は、最低生活の保障と自立の助長を図ることを目的として、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行う制度です。
- また、生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわず福祉事務所までご相談ください。

■ 生活保護を受けることができる方

- 就労できない、就労しても必要な生活費が得られないといった状態にある場合で、一緒に生活している世帯全員の収入と、国が定めた最低生活費を比べて、収入が最低生活費より少ない場合に生活保護が受けられます。
- 収入額と最低生活費の差額が保護費として支給されることになります。
- 利用できる資産、能力、その他あらゆるものを最低限度の生活のために活用する必要があります。

また、民法上の扶養や、その他法律で受けられる援助は生活保護に優先して行われます。

■ 生活保護の受給

- 保護は、その内容によって生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の8種類があります。
- 生活保護の受給中は、ケースワーカーが年数回の訪問調査を行うほか、ケースワーカーによる生活に関する指導があります。また、収入の状況を定期的に申告していただきます。
- 生活費のほか、家賃についても一定の基準額の範囲内で支給されます。また、必要な医療、介護についても給付対象となります。
- 家計相談の支援、子どもの学習・生活支援、就労支援などの支援を受けることもできます。（一部の自治体を除く）

■ 生活保護制度における進学・就職に関する支援内容

○ 高等学校等における教育費の支援

項目	支援内容
入学準備金	118,200円以内
入学料	県立高等学校における額以内の額
入学考査料	30,000円以内
高等学校等就学費基本額	月額7,300円
学習支援費	年間101,000円以内
教材代	正規の授業で使用する教材の購入又は利用に必要な額
授業料	県立高等学校における額以内の額
通学費	通学に必要な最小限度の額

○ 大学等への進学又は就職時における支援

進学・就職準備給付金 自宅通学等 100,000円、転居する場合300,000円

● 問い合わせ先は？

お住まいの市町を担当する福祉事務所（P77参照）

主な相談窓口 (行政関係)

ここからは 主な相談窓口をご紹介します

子育て中には、子どものこと、生活のこと、仕事のことなど多くの困り事を抱えてしまいます。

行政には、さまざまな相談窓口がありますので、一人で抱え込まずに、ご自身が相談しやすい場所や方法で、お気軽にご相談ください。

主な相談窓口(行政関係)

妊娠・出産

乳幼児

小学生

中学生

高校生等

大学生等

| 妊娠・出産・産後・子どもの発育のこと

- 市町(こども家庭センター等) P75
- 県立保健所 P76
- 県にんしんSOS P87

| 子育てのこと

- 市町(こども家庭センター等) P75
- 児童相談所 P78
- 民生委員・児童委員 P86
- スクールカウンセラー P83
- スクールソーシャルワーカー P83
- 通っている幼稚園や保育所等の先生、学校の先生 —

| 学校生活や進路(将来)のこと

- スクールカウンセラー P83
- スクールソーシャルワーカー P83
- スクールネット@伝えんば長崎 P84
- 24時間子供SOSダイヤル(親子ホットライン) P84
- 通っている幼稚園や保育所等の先生、学校の先生 —

| 家庭内の心配ごと(虐待・DV・ひきこもりなど)

- 児童相談所 ※虐待・しつけなど P78
- 女性相談窓口(女性相談支援センター等) ※DV・夫婦間のトラブルなど P79
- 県子ども・若者総合相談センター・ゆめおす ※ひきこもり・ニートなど P85
- 県ヤングケアラー・ケアラー総合案内窓口 ※家族のお世話・介護など P88

| 生活のこと(生活費や学費などお金のこと)

- スクールソーシャルワーカー P83
- 福祉事務所 P77
- 自立相談支援機関 P81
- 社会福祉協議会 P82

| 仕事のこと

- ハローワーク P80
- 自立相談支援機関 P81
- 県ひとり親家庭等自立促進センター・エールながさき P87

| ひとり親家庭のこと

- 福祉事務所(母子父子自立支援員) P77
- 県ひとり親家庭等自立促進センター・エールながさき P87
- 母子福祉団体(母子会) P86

| どこに相談すればよいかわからない

- つながながさき・県子どもの貧困総合相談窓口 P88

市町（こども家庭センター等）

・ 妊娠期から子育て期の身近な相談窓口として、切れ目のないサポートを行っています。

市町名	代表	妊娠・出産・産後・ 子どもの発育のこと		子育て全般のこと		受付時間
長崎市	095-822-8888	こども・子育てイ ーカオ相談	095-822-3725	左のとおり		月～金 8:45～17:30
佐世保市	0956-24-1111	すこやか子どもセ ンター (ままんちさせぼ)	0956-25-9778	子ども政策課	0956-24-1111	月～金 8:30～17:15
島原市	0957-63-1111	保健センター	0957-64-7713	こども課	0957-62-8003	月～金 8:30～17:15
諫早市	0957-22-1500	すくすく広場	0957-46-5276	こども政策課・ 子育て支援課	0957-22-1500	月～金 8:30～17:15
大村市	0957-53-4111	こども家庭課	0957-54-9100	こども政策課・ こども支援課	0957-54-9100	月～金 8:30～17:15
平戸市	0950-22-4111	こども未来課	0950-22-9136	左のとおり	0950-22-9137	月～金 8:30～17:15
松浦市	0956-72-1111	こども家庭セン ター	0956-72-1111	子育て・こども 課	0956-72-1111	月～金 8:30～17:15
対馬市	0920-53-6111	健康増進課	0920-58-1116	こども未来課	0920-58-1117	月～金 8:45～17:30
壱岐市	0920-48-1111	こども家庭セン ターいきいろ	0920-48-1160	子育て支援課	0920-48-1117	月～金 8:30～17:15
五島市	0959-72-6111	こども未来課	0959-74-5831	左のとおり		月～金 8:30～17:15
西海市	0956-37-0011	健康ほけん課	0959-37-0067	こども家庭課	0959-37-0029	月～金 8:30～17:15
雲仙市	0957-47-7874	子ども支援課	0957-47-7874	左のとおり		月～金 8:30～17:15
南島原市	0957-73-6600	こども未来課	0957-73-6652	左のとおり		月～金 8:30～17:15
長与町	095-883-1111	こども政策課	095-801-5881	左のとおり	095-801-5886	月～金 8:45～17:30
時津町	095-882-2211	こども家庭セン ター	095-882-2796	福祉課(保育コ ンセルジュ)	095-882-4533	月～金 8:45～17:30
東彼杵町	0957-46-1111	こども健康課	0957-46-1200	左のとおり	0957-46-1196	月～金 8:30～17:15
川棚町	0956-82-3131	健康推進課	0956-82-5412	左のとおり	0956-82-3130	月～金 8:30～17:15
波佐見町	0956-85-2111	こども家庭セン ター	0956-80-2200	子ども・健康 保険課	0956-85-2333	月～金 8:30～17:15
小値賀町	0959-56-3111	健康管理センタ ー	0959-56-3763	福祉事務所	0959-56-3111	月～金 8:30～17:15
佐々町	0956-62-2101	多世代包括支援 センター	0956-63-5800	左のとおり		月～金 8:30～17:15
新上五島 町	0959-53-1111	福祉課	0959-53-1133	左のとおり		月～金 8:30～17:15

県立保健所

- ・ 思春期、妊娠、出産、更年期など、女性のライフステージに応じた健康に関する相談を行っています。

● どんな相談ができるの？

◎子育てに関する相談

◎思春期、妊娠、出産などライフステージに応じた健康に関する相談

◎女性特有の健康に関する相談

◎在宅療養児等とその保護者に関する相談 など

保健所名	管轄	電話番号	受付時間
西彼保健所	西海市・長与町・時津町	095-856-5159	月～金 9:00～17:45
県央保健所	諫早市・大村市・東彼杵町・川棚町・波佐見町	0957-26-3306	月～金 9:00～17:45
県南保健所	島原市・雲仙市・南島原市	0957-62-3289	月～金 9:00～17:45
県北保健所	平戸市・松浦市・佐々町	0950-57-3289	月～金 9:00～17:45
五島保健所	五島市	0959-72-3125	月～金 9:00～17:45
上五島保健所	小値賀町、新上五島町	0959-42-1121	月～金 9:00～17:45
壱岐保健所	壱岐市	0920-47-0260	月～金 9:00～17:45
対馬保健所	対馬市	0920-52-0166	月～金 9:00～17:45

福祉事務所

- 福祉事務所とは、社会福祉法の「福祉に関する事務所」であり、福祉六法（生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法）に定める援護や事務を行う第一線の社会福祉の行政機関です。

市及び小値賀町にお住まいの方

市町名	生活保護及び子どもの学習・生活支援事業に関すること		ひとり親に関すること (母子父子自立支援員)		受付時間
長崎市	福祉事務所	095-829-1144	こども政策課	095-829-1270	月～金 8:45～17:30
佐世保市	福祉事務所	0956-25-9734	子ども支援課	0956-24-1111	月～金 8:30～17:15
島原市	福祉事務所	0957-62-8025	こども課	0957-63-1111	月～金 8:30～17:15
諫早市	福祉事務所	0957-22-2389	子育て支援課	0957-22-1500	月～金 8:30～17:15
大村市	福祉事務所	0957-53-4111	こども家庭課	0957-54-9100	月～金 8:30～17:15
平戸市	福祉事務所	0950-22-9131	こども未来課	0950-22-4111	月～金 8:30～17:15
松浦市	福祉事務所	0956-72-4672	子育て・こども課	0956-72-1111	月～金 8:30～17:15
対馬市	福祉事務所	0920-58-1414	こども未来課	0920-58-1117	月～金 8:45～17:30
壱岐市	福祉事務所	0920-48-1136	いきいろ子ども未来課	0920-48-1111	月～金 8:30～17:15
五島市	福祉事務所	0959-72-6121	こども未来課	0959-74-5831	月～金 8:30～17:15
西海市	福祉事務所	0959-37-0069	こども家庭課	0959-37-0029	月～金 8:30～17:15
雲仙市	福祉事務所	0957-36-2500	子ども支援課	0957-47-7874	月～金 8:30～17:15
南島原市	福祉事務所	0957-73-6653	こども未来課	0957-73-6652	月～金 8:30～17:15
小値賀町	福祉事務所	0959-56-3111	福祉事務所	0959-56-3111	月～金 8:30～17:15

町にお住まいの方（小値賀町除く）

福祉事務所名	管轄	電話番号	受付時間
西彼福祉事務所	長与町・時津町	095-846-8955	月～金 9:00～17:45
東彼・北松福祉事務所	東彼杵町・川棚町・波佐見町・佐々町	0956-22-3211	月～金 9:00～17:45
上五島福祉事務所	新上五島町	0959-54-2131	月～金 9:00～17:45

児童相談所

- ・ 18歳未満の子どもに関する様々な相談ができる専門の相談機関です。ご相談の内容に応じて、専門のスタッフが対応します。子ども本人、家族、学校や保育園・幼稚園の先生、地域の方など、どなたからでもお受けいたします。

● どんな相談ができるの？

- ◎保護者が病気・死亡・離婚などで家庭で養育ができないとき
- ◎育児やしつけに関する相談
- ◎いじめ・不登校・ひきこもりに関する相談
- ◎非行に関する相談
- ◎里親（養育家庭・養子縁組）として子どもを育てたいとき
- ◎児童虐待に関する相談
- ◎心身に障害のあるお子さんの相談など

名称	電話番号	受付時間
全国児童相談所共通ダイヤル	189 (いちはやく) ※お近くの児童相談所に繋がります	24時間・年中無休
県の児童相談所 (長崎こども・女性・障害者支援センター) 【管轄】 長崎市、島原市、諫早市、大村市、 五島市、西海市、雲仙市、南島原市、 長与町、時津町、新上五島町	095-844-6166	月～金9:00～17:45 ※虐待通告は24時間受付
県の児童相談所 (佐世保こども・女性・障害者支援センター) 【管轄】 佐世保市、平戸市、松浦市、対馬市、 壱岐市、東彼杵町、川棚町、波佐見町、 佐々町、小値賀町	0956-24-5080	月～金9:00～17:45 ※虐待通告は24時間受付
親子のための相談LINE	LINEから友達追加を行う。	月～金9:00～17:45

女性相談窓口

(女性相談支援センター等)

- 県では、女性が抱える様々な問題や悩みの相談に対して、総合的な支援を行っています。
- 結婚、離婚、男女間のトラブル、家庭不和等、家庭内の問題だからと一人で悩まず、問題が深刻にならないうちに相談することが大切です。
- 特に、近年、DV（配偶者からの暴力）等暴力被害を受けている緊急性の高い深刻なケースが増加しています。
- 電話や来所による相談の他、危険性、緊急性が高いと判断される場合は、安全確保のための支援（一時保護等）も行います。
- 安全確保を第一に考え、秘密は絶対に守ります。ひとりで悩まずにご相談ください。

● どんな相談ができるの？

- ◎夫や恋人などからの暴力（身体的・精神的・性的）を受けている。
- ◎離婚したいけど子どもの親権のことや経済面での自立に不安を感じている。
- ◎サラ金などの取り立てが厳しく、家に居られないことがある。
- ◎帰る家もなく、お金もない。
- ◎その他、誰にも言えないけど、誰かに聴いてほしいことがある。

などのお悩みに、専門の相談員が対応します。

親身になって相談にのり、助言及び専門機関の紹介をいたします。

名称	電話番号	受付時間
長崎こども・女性・障害者支援センター こども・女性支援部 女性支援課	● 女性相談支援センター 095-846-0560 ● 配偶者暴力相談支援センター 095-846-0565	月～金 9:00～17:45
佐世保こども・女性・障害者支援センター こども・女性支援課 相談支援班	● 配偶者暴力相談支援センター 0956-24-5125	月～金 9:00～17:45



- 内閣府では、最寄りの配偶者暴力相談支援センターにつながる全国共通短縮ダイヤル「#8008（はれれば）」や、最寄りの女性相談支援センターにつながる全国共通短縮ダイヤル「#8778（はなそう なやみ）」を開設しています。
- 配偶者やパートナーからの暴力について、ひとりで悩まずに、まずはご相談ください。
- 詳しくは、政府広報オンラインホームページをご覧ください。

ハローワーク

- お仕事を探している方と人材を探している会社とを結ぶお手伝いをしています。お仕事を探したい方は、求人情報の紹介や各種就職支援を無料で利用することができます。

名称	所在地・開庁時間	電話番号
●長崎公共職業安定所	〒852-8522 長崎市宝栄町4-25 (平日:8時30分～17時15分)	095-862-8609
長崎マザーズコーナー		
ハローワークプラザ長崎	〒850-0877 長崎市築町3-18メルカつきまち 3F 平日（月・火）10時00分～19時00分 平日（水・木・金）10時00分～18時00分 第2・4土曜日：10時00分～17時00分 ※土曜日が祝日と重なる場合や年末年始は閉庁します。	095-823-0810
ヤングハローワーク長崎	〒850-0877 長崎市築町3-18メルカつきまち 4F (平日10時00分～18時00分)	095-808-2020
長崎新卒応援ハローワーク		
長崎わかもの支援コーナー		
ハローワーク長崎 つきまちセンター		
ハローワーク長崎ミドル世 代活躍支援コーナー		
●西海出張所	〒857-2303 西海市大瀬戸町瀬戸西浜郷412 (平日:8時30分～17時15分)	0959-22-0033
●佐世保公共職業安定所	〒857-0851 佐世保市稲荷町2-30 (平日:8時30分～17時15分)	0956-34-8609
佐世保マザーズコーナー		0956-88-2003
ハローワークプラザ佐世保	〒857-0052 佐世保市松浦町 2-28 JAながさき西海会館3F (平日:10時00分～18時00分)	0956-24-0810
●諫早公共職業安定所	〒854-0022 諫早市幸町4-8 (平日:8時30分～17時15分)	0957-21-8609
諫早マザーズコーナー		
●大村公共職業安定所	〒856-8609 大村市松並1-213-9 (平日:8時30分～17時15分)	0957-52-8609
大村マザーズコーナー		
●島原公共職業安定所	〒855-0042 島原市片町633 (平日:8時30分～17時15分)	0957-63-8609
●江迎公共職業安定所	〒859-6101 佐世保市江迎町長坂182-4 (平日:8時30分～17時15分)	0956-66-3131
松浦市地域職業相談室	〒859-4502 松浦市志佐町里免365 松浦市役所別館 (平日:9時00分～16時30分)	0956-73-0530
●五島公共職業安定所	〒853-0007 五島市福江町7-3 (平日:8時30分～17時15分)	0959-72-3105
●対馬公共職業安定所	〒817-0013 対馬市厳原町中村642-2 (平日:8時30分～17時15分)	0920-52-8609
●壱岐出張所	〒811-5133 壱岐市郷ノ浦町本村触620-4 (平日:8時30分～17時15分)	0920-47-0054

自立相談支援機関

- さまざまな理由で、生活や仕事、家計のことなどで困っている人に支援を行う「生活困窮者自立支援制度」の相談窓口です。
家族や周りの人からの相談も受け付けています。

市町名	事業実施者	窓口名称	電話番号
長崎市	長崎市社会福祉協議会	長崎市生活支援相談センター	095-828-0028
佐世保市	佐世保市社会福祉協議会	地域福祉課 総合相談班 生活困窮担当	0956-23-0265
島原市	島原市福祉事務所	福祉課 保護班	0957-63-1111
諫早市	社会福祉法人グリーンコープ	諫早市自立相談支援事業所 諫早くらしの相談室	0957-47-8150
大村市	大村市社会福祉協議会	福祉あんしんセンター	0957-47-8686
平戸市	平戸市福祉事務所	福祉課 生活福祉班	0950-22-9131
松浦市	松浦市福祉事務所	福祉総務係	0956-72-1111
対馬市	対馬市福祉事務所	生活困窮者自立支援相談窓口	0920-58-7456
壱岐市	壱岐市社会福祉協議会	壱岐市生活相談支援センター	0920-45-0048
五島市	五島市福祉事務所	生活支援相談窓口	0959-78-0780
西海市	西海市社会福祉協議会	西海市生活支援相談室	0959-29-4081
雲仙市	雲仙市福祉事務所	保護課	0957-36-2500
南島原市	南島原市福祉事務所	南島原市自立相談センター	0957-73-6656
長与町	長与町社会福祉協議会	長与町生活相談支援センター	095-801-5050
時津町	時津町社会福祉協議会	時津町生活相談支援センター	095-882-0777
東彼杵町	社会福祉法人グリーンコープ	東彼杵町自立相談支援事業所 くらし・しごと・家計 困りごと相談室	0957-47-8700
川棚町	社会福祉法人グリーンコープ	川棚町自立相談支援事業所 くらし・しごと・家計 困りごと相談室	0956-82-6564
波佐見町	波佐見町社会福祉協議会	くらしとしごとサポートセンター	0956-85-2240
小値賀町	小値賀町福祉事務所	生活支援係	0959-56-3111
佐々町	佐々町社会福祉協議会	佐々町総合相談支援センター	0956-63-5900
新上五島町	上五島福祉事務所	生活支援相談窓口en（エン）ダッシュ！	0959-54-2131

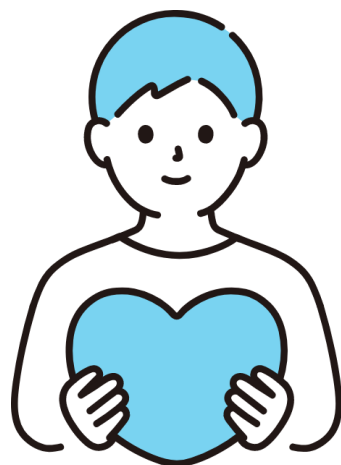
社会福祉協議会

- 社会福祉協議会は、社会福祉に関する事業や活動などを行うことによって、地域福祉の推進を目的とする民間の福祉団体です。

社協名	住所	電話番号
長崎県社会福祉協議会	〒852-8555 長崎市茂里町3番24号 県総合福祉センター 2 階	095-846-8600
長崎市社会福祉協議会	〒 850-0054 長崎市恵美須町4番5号 NBC 3 rdビル3階	095-828-1281
佐世保市社会福祉協議会	〒 857-0028 佐世保市八幡町6番1号 佐世保福祉会館内	0956-23-3174
島原市社会福祉協議会	〒 855-0812 島原市霊南一丁目17番地 島原市福祉センター内	0957-63-3855
諫早市社会福祉協議会	〒 854-0045 諫早市新道町948番地 諫早市社会福祉会館内	0957-24-5100
大村市社会福祉協議会	〒 856-0832 大村市本町458-2 中心市街地複合ビル（プラットおおむら） 3階	0957-53-1351
平戸市社会福祉協議会	〒 859-5121 平戸市岩の上町1466番地 平戸市社会福祉センター内	0950-22-2180
松浦市社会福祉協議会	〒 859－4502 松浦市志佐町里免347番地4 松浦市市民福祉総合プラザ内	0956-72-0788
対馬市社会福祉協議会	〒 817-1201 対馬市豊玉町仁位94番地5	0920-58-1432
壱岐市社会福祉協議会	〒 811-5316 壱岐市芦辺町諸吉大石触179-2	0920-45-0048
五島市社会福祉協議会	〒 853-0064 五島市三尾野1丁目7番1号 五島市福江総合福祉保健センター内	0959-74-5511
西海市社会福祉協議会	〒 851-3506 西海市西海町黒口郷1477番地1 西海市西海総合福祉センター内	0959-29-4081
雲仙市社会福祉協議会	〒 854-0405 雲仙市千々石町戊762番地 千々石老人福祉センター橘荘内	0957-37-2855
南島原市社会福祉協議会	〒 859-2121 南島原市有家町石田8番地46	0957-65-2888
長与町社会福祉協議会	〒 851-2128 西彼杵郡長与町嬉里郷431番地1 長与町老人福祉センター内	095-883-7760
時津町社会福祉協議会	〒 851-2106 西彼杵郡時津町左底郷367番地 時津町総合福祉センター内	095-882-0777
東彼杵町社会福祉協議会	〒 859-3807 東彼杵郡東彼杵町彼杵宿郷706番地4 東彼杵町総合会館福祉センター内	0957-46-0619
川棚町社会福祉協議会	〒 859-3615 東彼杵郡川棚町下組郷338-57 川棚町いきがいセンター内	0956-82-2121
波佐見町社会福祉協議会	〒 859-3725 東彼杵郡波佐見町長野郷173番地2 波佐見町農村環境改善センター内	0956-85-2240
小値賀町社会福祉協議会	〒 857-4701 北松浦郡小値賀町笛吹郷2367番地 小値賀町地域福祉センター内	0959-56-4193
佐々町社会福祉協議会	〒 857-0312 北松浦郡佐々町市場免23番地1 佐々町福祉センター内	0956-63-5900
新上五島町社会福祉協議会	〒 857-4404 南松浦郡新上五島町青方郷1379番地1	0959-52-2208

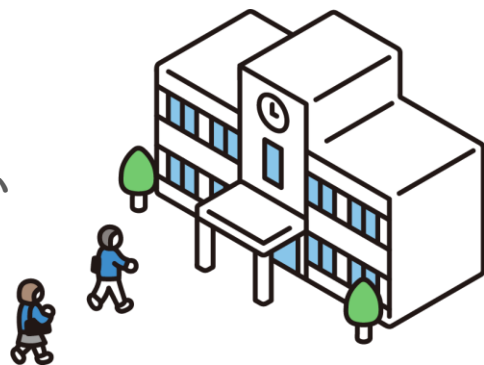
スクールカウンセラー

- ・ 臨床心理の専門知識や相談の経験をもち、児童・生徒のカウンセリングや保護者、学校の先生へのアドバイスなどを行います。
- ・ 学校生活で困っていること、いじめ、不登校、家庭のことなどで悩んでいることをご相談ください。
- ・ 相談したいときは、通っている学校の先生にお問い合わせください。



スクールソーシャルワーカー

- ・ 社会福祉制度などの知識を持ち、学校や地域の関係機関などと連携して、児童・生徒が抱える困りごとに対して、福祉の視点から環境面に働きかけるなどの支援を行います。
- ・ 生活の困りごと、不登校、非行、いじめ、その他子どもの様子で気になることをご相談ください。
- ・ 相談したいときは、通っている学校の先生にお問い合わせください。



問い合わせ先

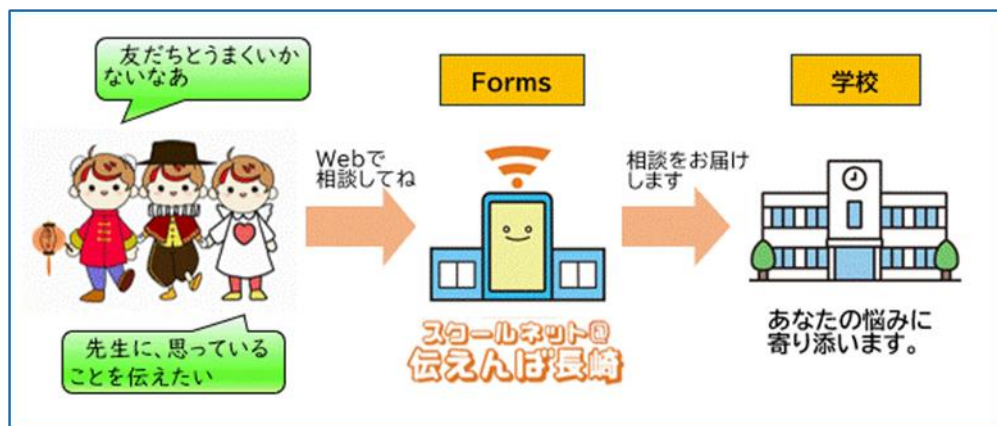
長崎県教育庁 児童生徒支援課

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー活用事業担当

☎ 095-894-3339 (平日 9:00~17:45)

スクールネット@伝えんば長崎

- 長崎県教育委員会では、県内の小学生・中学生・高校生を対象に、インターネット相談窓口「スクールネット@伝えんば長崎」を開設しています。
- 「いじめられている」、「学校に行きたくない」など心配したり、悩んだりしていることについて24時間いつでも伝えることができます。



下のQRコードからアクセスし、利用することができます。



- あずかった相談内容は、希望に応じて学校に伝えるなど、悩みの解決を図ります。
- いつでも相談したいときに、気軽に相談できるように、事前にURLの「お気に入り登録」をお願いします。

24時間子供SOSダイヤル 親子ホットライン

- 子どもや保護者などが、いじめやその他のSOSをより簡単に相談することができるよう、夜間、休日を含めて24時間対応できる全国共通のダイヤルです。

24時間子供SOSダイヤル(親子ホットライン)

なやみ言おう

0120-0-78310

メール相談 soudan@news.ed.jp

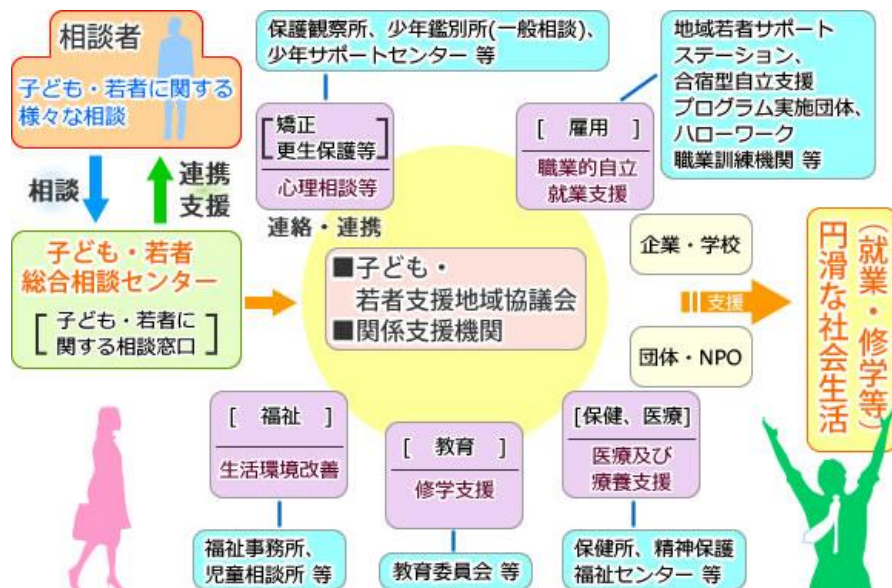
いじめで困ったり、自分や友だちの安全に不安があったりしたら、一人で悩まず、いつでもすぐ電話で相談してください。



県子ども・若者総合相談センター

- ・ 長崎県では、不登校、ひきこもり、ニート等、社会生活を円滑に営む上で様々な問題やお悩みに対応するため、総合的に相談をお受けする「長崎県子ども・若者総合相談センター」(愛称:ゆめおす)を設置しています。
- ・ ゆめおすでは、おおむね30歳代までの方やそのご家族からのご相談を専門の相談員が無料で受け付けています。
- ・ また相談の内容によって各公的支援機関やNPO法人等の民間支援団体等と連携を図り、サポートを行っています。ご相談の秘密は守ります。
- ・ まずは、一度お気軽にご相談・ご来所ください。

● どんな相談支援をしてくれるの？



長崎県子ども・若者総合相談センター (愛称:ゆめおす)

☎095-824-6325

住所:長崎市馬町48-1市町村会館別館2階

◎相談時間/月・火・水・金・土 10:00~18:00

電話対応は22:00まで行っています

※但し、土曜日は18:00まで ※相談は無料ですが通話料はかかります。

【詳しくはこちら】



民生委員・児童委員

- ・ 民生委員・児童委員は、地域福祉をサポートする身近な相談相手（支援を必要とする住民と行政や専門機関をつなぐパイプ役）です。
- ・ 社会福祉の増進のために、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行っており、全ての民生委員は児童福祉法によって「児童委員」も兼ねており、妊娠中の心配ごとや子育ての不安に関する様々な相談や支援を行っています。
- ・ 民生委員・児童委員に相談したいときには、お住まいの市町にお問い合わせください。

母子福祉団体（母子会）

- ・ 母子家庭・父子家庭になって、生活・仕事・住居・育児等のことで困ったとき、さまざまな情報を聞きたいとき、また、同じ境遇の方と交流したいとき、まず、お住まいの地区の母子福祉団体にご連絡ください。
- ・ 母子福祉団体は、母子家庭等及び寡婦の福祉の向上を目的とした団体です。

長崎市以外にお住まいの方

一般社団法人 長崎県母子寡婦福祉連合会

住所：長崎市茂里町3-24

長崎県総合福祉センター県棟1F

◎相談時間／月～金 9:00～17:00

☎ 095-846-8722

【詳しくはこちら】



長崎市にお住まいの方

一般社団法人 ひとり親家庭福祉会ながさき

住所：長崎市恵美須町4番5号

NBC3rdビル5F

◎相談時間／月～金 10:00～18:00

☎ 095-828-1470

【詳しくはこちら】



県ひとり親家庭等自立促進センター

- ・ ひとり親家庭の総合的な相談窓口です。
- ・ 日々の暮らしや子育て、お仕事、養育費、離婚のことなど、それぞれの事情に合わせた相談や支援を行っています。LINEでのご相談も受け付けています。

長崎県ひとり親家庭等自立促進センター (エールながさき)

住所：長崎市茂里町3-24

長崎県総合福祉センター県棟2階

◎相談時間／月～金 10:00～18:00

☎ 095-801-4445

【詳しくはこちら】



県にんしんSOS

- ・ 思いがけない妊娠や赤ちゃんの将来のこと、ひとりで悩んでいませんか？
- ・ 専門の相談員が相談に応じています。安心してお気軽にお問い合わせください。
- ・ お電話がづらいときには、メールやLINEでご相談ください。

● どんな相談ができるの？

- ◎ 産みたいけど育てられない…
- ◎ 環境や経済面、病気などで、出産しても生活できるか不安…
- ◎ 育てるつもりだったけれど自信がない…などの相談に応じています。相談は無料です。

長崎県にんしんSOS

住所：長崎市茂里町3-24

長崎県総合福祉センター県棟2階

◎相談時間／月～金 10:00～18:00

☎ 095-801-2443

【詳しくはこちら】



県ヤングケアラー・ケアラー総合案内窓口

- ・ ケアラー（ヤングケアラー、元ヤングケアラーを含む）やその家族で、悩みや問題を抱えている方は、本窓口へご相談ください。
- ・ お話を伺い、お悩みに合った福祉サービスの紹介などを行います。

長崎県ヤングケアラー・ケアラー総合案内窓口

【詳しくはこちら】

住所：大村市竹松本町1000-22

◎相談時間／火～土 10:00～18:00

☎ 090-2708-0279



つながながさき

（県子どもの貧困総合相談窓口）

- ・ 子育て、今の生活、これからの生活のことなどで悩んでいませんか？
- ・ 生活圏内の行政の窓口には相談しづらいことなど気軽にご相談ください。
- ・ お子さん本人、保護者の方、どなたからの相談でも大丈夫です。
名乗りづらい場合は匿名で構いません。電話が苦手な方はメールやLINEでの相談もできます。
- ・ また、心配なご家庭をどう支援につなげばよいか迷われている“支援者”の方からの相談も受け付けています。
- ・ 困りごとや悩みがあるとき、辛いときなどには、ひとりで悩まずに気軽にご相談ください。

● どんな相談ができるの？

◎子育てで悩んでいる…

◎収入が減って家計が苦しい…

◎求職活動が上手く行かない…などの相談に応じています。相談は無料です。

つながながさき

（長崎県子どもの貧困総合相談窓口）

住所：長崎市茂里町3-24

長崎県総合福祉センター県棟2階

◎相談時間／月～金 10:00～18:00

☎ 095-801-2442

【詳しくはこちら】



NAGASAKI
こどもの夢応援
ガイドブック



発行／長崎県福祉保健部 こども政策局 こども家庭課
〒850-8570 長崎市尾上町3番1号
電話：095-824-1111(代表)